

## 〔資料紹介〕

『田中穰氏旧蔵典籍古文書』

## 「六条八幡宮造営注文」について

海老名 尚

福田 豊彦

歴博所蔵の『田中穰氏旧蔵典籍古文書』には、「六条八幡宮古文書」四巻が含まれている。これまで学界に知られてはいないが、まことに興味深い貴重な文書群である。

今回ここに取り上げるものはその内の一巻で、後掲の写真版でも知られるように、二通の文書からなる。ともに永和元年（一三六五）八月六日の日付を持つ「法印栄賢注進状」であり、以下これをそれぞれ「法印栄賢注進Ⅰ」「法印栄賢注進Ⅱ」と呼ぶことにする。しかし両文書とも、栄賢の手になる文章は「右注進如件」という一行のみであり、前者の主たる内容は文治二年（一一八六）および承元二年（一一〇八）の六条八幡宮造営注文、後者は建治元年（一二七五）の同社造営注文である。以下では両文書その部分を「文治二年の造営注文」「承元二年の造営注文」及び「建治元年の造営注文」と呼ぶことにしよう。なおこの「建治元年の造営注文」は、造営料を負担した御家人の交名とそれに至る経緯を記した文章よりなっているので、特にこの交名を指す場合には「建治

の御家人交名」または単に「建治帳」と略称することにする。

この『田中穰氏旧蔵典籍古文書』は、後述のように、田中勘兵衛忠・忠三郎・穰の三代に亘って収集保存に努められたもので、その存在は学界に周知のところであるが、この六条八幡宮古文書のように未知の文書もまた少なくはない。歴博では数年がかりで平成元年にこの購入を完了、その後は関係者が毎週集まって整理し、カードの作成にあたっていった。その作業は着々と進んでおり、やがて目録を作って全貌を明らかにすることになるが、この六条八幡宮造営注文は、鎌倉時代の研究に早急が必要と考えられたため、今春開催された新収蔵品展に展示し、初公開された。

ところでこの『田中穰氏旧蔵典籍古文書』が歴博に収蔵されるに至ったことには、故田中稔氏の生前の尽力によるところが大きく、氏はこの六条八幡宮古文書存在を早くから知っておられた。鎌倉幕府御家人制度の研究に精進しておられた田中稔氏がお元氣であったならば、恐らくこの紹介も氏がなされたことであろう。その意味で、日ごろからその学恩を蒙ってきた我々兩名が相談し、氏の霊前に捧げる追悼号に、この紹介を掲載していただくことにした。なお本稿では、その外的諸条件、つまり六条八幡宮研究における田中文書の位置づけや三つの造営注進等については、第一・第二節の課題として海老名が執筆し、その内容である鎌倉幕府の御家人交名等の部分は、第三節として福田が分担した。

もとより限られた日時で重要なこの文書のすべてを尽くすことはできないし、本稿では問題提起の意味で、大胆な比定や推論を敢えてしてい

る。本稿がこの貴重な文書の理解に少しでも役立ち、今後の鎌倉幕府御家人制度の研究に益するところがあれば幸いである。

註

この報告の要旨は、平成四年正月十九日に本郷学士会館で行われた『吾妻鏡の総合的研究』(文部省科学研究費助成総合研究A、〇一三〇一〇四五 代表者安田元久)の研究會、及び同年二月一日に歴博で開かれた共同研究『日本荘園データベース構築の基礎的研究』の席上で報告し、参会者から多くのご教示をうけた。また、これを初めて展示した平成四年新春の歴博新収蔵品展でも、多くの方々から種々のご教示を得ている。この報告では触れ得なかつた問題が多いが、心からの謝意を表したい。

一 六条八幡宮の概観

六条八幡宮は、「六条左女牛八幡」「六条若宮」などとも呼ばれている。京都市東山区五条橋東五丁目にある今の若宮八幡宮は、慶長十年に現在地に移転したもので、それ以前は西本願寺境内東北の地、下京区西洞院、六条通りと左女牛通りの間にあったのである。

中世の六条八幡宮については、早く魚澄惣五郎氏<sup>(2)</sup>と宮地直一氏<sup>(3)</sup>が、『若宮八幡宮文書』と『吾妻鏡』を中心に、詳細な研究を発表している。主として両氏の研究によりながら、六条八幡宮の歴史の概観をしておこう。宮地直一氏によると、六条八幡宮は、源義家が邸宅の一角に八幡神を勧請した邸内鎮守社的な存在であったが、源為義の頃には、そうした性

格にも変化があらわれ、洛中における一個の靈社として認められることとなった<sup>(4)</sup>という。しかし六条八幡宮が一社として本格的な体裁を整えるのは源頼朝の時であった。

頼朝は、文治元年(一一八五)十二月に大江広元の弟季敵を六条八幡宮別当に任じ、土佐国吾河郡を社領として寄進したのを手はじめに、文治二年には後述の如く、社殿の造営に着手する。そして翌三年八月には、鶴岡八幡宮とともに、六条八幡宮でも放生会が行われた<sup>(5)</sup>。頼朝は、建久元年(一一九〇)と同六年(一一九五)の両度の上洛の際には、当社に参詣している<sup>(7)</sup>。頼朝以降も幕府は当社を尊崇し、建暦二年(一一二二)九月十六日には將軍実朝が神馬二匹を進めているし、承元二年(一一二〇八)・建治元年(一二七五)の造営も、今回紹介する造営注文でも知られるように、幕府と御家人が中心に行っている。更に室町期になると、この六条八幡宮は、京都に開かれた幕府と將軍の篤い帰依と保護をうけ、三条坊門八幡宮や篠村八幡宮とともに醍醐寺三寶院門跡の管領下に入り、全盛期を迎えることになる<sup>(9)</sup>。なお、鎌倉期の建治の社殿造営は、これまでに全く指摘されておらず、今回の「法印榮賢注進II」によって初めて明らかになったものである。

このように幕府の篤い保護を受けた六条八幡宮は、中世には少なからぬ社領を保持していた。例えば文安六年(一四四九)の「三寶院門跡管領諸職所領目録<sup>(10)</sup>」によって六条八幡宮の社領をみると、頼朝の時に寄進された大和国田殿庄・摂津国山田庄・尾張国日置庄の他に、筑前国武恒・犬丸、摂津国桑津庄、美濃国森部郷、土佐国大野・中村兩郷がある。

こうした全国的な広まりをもつ所領のほかに、室町時代には洛中に多くの社地をもち、永享七年（一四三五）九月二十六日「六条八幡宮社地注進状」によると、その社地は、四条坊門から唐橋の間に集中していた。<sup>(12)</sup> 以上のような中世の六条八幡宮の概観を、今回の造営注文と同様に歴博所蔵『田中穰氏旧藏典籍古文書』に含まれた「六条八幡宮別当補任次第」<sup>(13)</sup>によって、補足しておきたい。まずその内容を掲げよう。

六条八幡宮別當次第

最初	季敵	大膳大夫広元子 <sup>(弟)</sup>	(写真版、最終頁下段)
権少僧都	教敵	同広元甥	
法印	宗深 <sup>(実)</sup>	母広元息女、公国卿子	
権僧正	覚雅	醍醐寺蓮藏院々主	
権律師	頼助	醍醐寺理性院々主	
大僧正	運雅	醍醐寺蓮藏院々主	
権律師	頼助再任	理性院々主	
法印権大僧都	政助	頼助大僧正弟子 理性院法流仁	
権律師	運雅再任	蓮藏院々主	
阿闍梨	親雅	運雅弟子 蓮藏院法流仁	
法印権大僧都	有助任僧正	頼助大僧正弟子	
権僧正	道祐	醍醐寺報恩院々主	
阿闍梨	定禪	号細川卿、依不吉事 雖片時改補云	
権僧正	賢俊	醍醐寺三宝院々主	

権僧正 光濟 同  
権僧正 光助 同

以上十六代、当任時分官途  
悉已灌頂仁云々

（は合点）

『醍醐寺文書』の「六条八幡宮別当職讓状並下文案」<sup>(14)</sup>によると、初代の季敵は文治元年十二月、教敵は正治二年（一二〇〇）閏二月、宗深は実は実深で建保七年（一一三九）三月、覚雅は正嘉二年（一二五八）十二月に、それぞれ別当に補任されている。その際には讓状が作成され、それを幕府が関東御教書で安堵する形式で補任しているので、六条八幡宮の別当補任は、師資相承を前提となされていたことがわかる。また、鎌倉時代初期には、季敵・教敵・実深という大江広元の縁者によってこの職が相承されているが、彼らはまた、醍醐寺蓮藏院の相承者でもあった。そしてこの実深以降、六条八幡宮別当には報恩院流出身の蓮藏院院主が補任されることになったのである。<sup>(15)</sup>

しかし覚雅の後、一時この職は蓮藏院を離れている。すなわち弘安年中、北条経時の息であり理性院院主であった頼助のために、覚雅は六条八幡宮別当職を召し放たれ、弘安十年に頼助が補任されたのである。<sup>(16)</sup> しかし頼助の後、蓮藏院の運雅が補任されたようで、再びこの職は蓮藏院主に掌握されている。正応五年（一二九二）八月の「覚雅法印讓状案」<sup>(18)</sup>には、次のようにみえている。

六条八幡新宮者、右大将家御時、季敵僧都始拝領社務以来、師資相伝之所職也、而間、相具調度文書等、讓付先畢、而依不慮之讒言、

雖被召上之、無誤之次第、既申開畢、仍可被還補之由就于訴申、重所被経御沙汰也、早申入相伝之子細、申給安堵御下知、任累祖護持之佳例、可被致武家繁昌之御祈状、如件、

正応五年八月二十四日

(寛雅)  
法印在判

(運雅)  
左衛門督禪師御房

ここにみられるように、運雅は寛雅から譲与されて別当に補任されていたのであるが、不慮の讒言によって正応年中に一旦別当職を改易されている。これによりおそらく頼助と、北条宗政の息の政助が別当に補任されたものと推察される。しかし永仁元年十二月二十一日に還補され、さらにその弟子の親雅が別当職を相承した。<sup>(20)</sup>

とはいえ運雅は、寛雅の死後に親玄の門下に入り、報恩院流を離れたこと<sup>(21)</sup>で、六条八幡宮別当職の正当な相承者ではなくなった。運雅の譲りを受けた親雅の系統に、この別当職が相承されなかった理由は、恐らくこのためであろう。更に報恩院流の道順と隆勝の対立と法流の分裂などもあって、親雅のあと北条義兼の息で仁和寺系の有助が補任されたのであろう。このように運雅の代を以て報恩院流出身の蓮蔵院院主による六条八幡宮別当職の相承は断絶したのである。

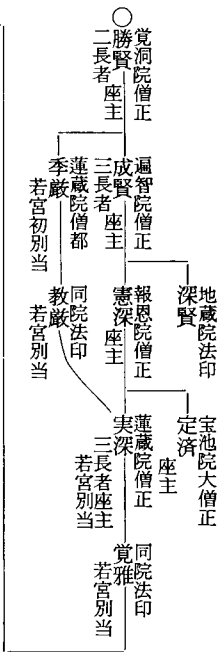
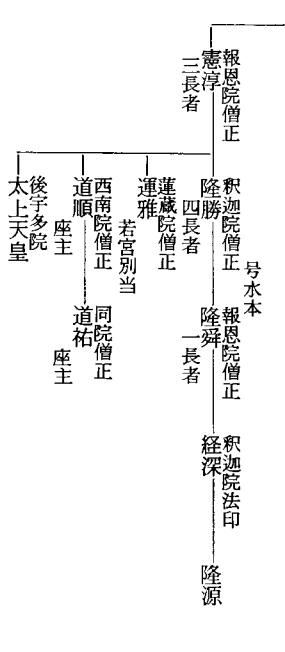
しかし元弘三年(一一三三)五月二十二日、別当有助は北条高時とともに自害し、次いで補任された報恩院院主道祐は建武三年に吉野方に走った。<sup>(24)</sup>かくて次の別当には、定禪を経て三寶院賢俊が建武五年八月に補任される。更に康永三年(一一三四)七月、六条八幡宮別当職は三寶院門跡の相伝と定められて、光濟・光助と相承、室町幕府最盛期には黒衣

の宰相といわれた満濟が別当職を勤めている。

以上のように、六条八幡宮別当職は、開幕以来幕府と密接な関係にあった醍醐寺蓮蔵院院主に相承されており、それも実深以降は、自らを「関東護持之門跡」と認識していた報恩院流の出身者<sup>(26)</sup>で占められていた。そしてそれ以外の当職補任者は、北条氏一門の出身者に限られていたのである。これらのことも、幕府が六条八幡宮を如何に重視していたかを示すものといえよう。

註

- (1) 慶長十年八月二十三日「准三后道澄寄進状」(『若宮八幡宮文書』)
- (2) 魚澄惣五郎氏「六條左女牛八幡宮に就いて」(『歴史と地理』八ノ六、一九二〇年)、同氏「八幡宮と足利氏」(同氏著『古社寺の研究』、星野書店、一九三二年)。
- (3) 宮地直一氏「六條新八幡宮の性質(上)、(下)」(『歴史と地理』一〇ノ三、四、一九三二年)、同氏「室町幕府の宗祀」(同氏著『神道論攷』第一巻、古今書院、一九四二年)。
- (4) 註(3)に同じ。
- (5) 『吾妻鏡』文治元年十二月三十日条。
- (6) 『吾妻鏡』文治三年八月十五日・二十五日条。
- (7) 『吾妻鏡』建久元年十一月十一日条、建久六年三月九日条。
- (8) 『吾妻鏡』建暦二年九月十六日条。
- (9) 註(3)参照。
- (10) 『大日本古文書』醍醐寺文書一一二二三。
- (11) 『田中穰氏旧藏典籍古文書』四四三—三(国立歴史民俗博物館所蔵)。
- (12) すでに六条八幡宮の洛中における社地については、魚澄惣五郎氏が「八幡宮と足利氏」(註(2)前掲書)において、寛正三年八月日「六条八幡宮領



- (15) 報恩院流と六条八幡宮別当職との関係については、参考までに「醍醐水本法流并院家相承次第」(『田中穰氏旧藏典籍古文書』二七八―三)をあげておく。
- (14) 『大日本古文書』醍醐寺文書二―一九五。
- (13) 『田中穰氏旧藏典籍古文書』四四三―一一一。
- (12) 永享二十年五月日「六条八幡領并社人等住宅注進状」。
- (11) 永享七年四月二十七日「六条八幡宮社地注進状」。
- (10) 永享九年九月日「六条八幡宮領并社人等住宅注進状」。
- (9) 嘉吉二年六月日「六条八幡宮領并社人等住宅注進状」。
- (8) 『田中穰氏旧藏典籍古文書』四四三―一一一。
- (7) 『三宝山伝法血脈』(『統群書類従』二八輯下)、元亨二年四月日「權少僧都隆舜申状案」(『大日本古文書』醍醐寺文書二―三七二)。
- (6) 『鶴岡八幡宮社務職次第』(『群書類従』四輯)。「新抄」弘安十年六月三日・七月二十六日条(『統史籍集覽』)。
- (5) 『大日本古文書』醍醐寺文書一―二九五―一八。
- (4) 永仁元年十二月二十一日「関東御教書案」(『大日本古文書』醍醐寺文書二―二九五―一九)。
- (3) 元亨二年四月日「權少僧都隆舜申状案」(『大日本古文書』醍醐寺文書二―一三七二)。
- (2) 註(20)に同じ。
- (1) 報恩院流の分裂については、辻善之助氏『日本仏教史』中世編之三、岩波書店、一九四九年)参照。

一 『六条八幡宮文書』と「法印栄賢注進状」

従来、六条八幡宮にかかわる古文書として知られていたものに、『若宮八幡宮文書』(以下その社藏文書を『若宮八幡宮文書』と略称する)がある。若宮八幡宮に原藏された文書で、京都大学と東京大学史料編纂所に、その影写本が架藏されている。その内容は、康永二年(一三三三)十月日「前社務道祐僧正送文」を最古とし、南北朝期から江戸時代にかけての

古文書群で、その多くは室町幕府発給文書によって占められている。

これに対して歴博所蔵『田中穰氏旧蔵典籍古文書』中の『六条八幡宮文書』（以下これを『六条八幡宮文書』とよぶ）は、今回の永和元年（一三七五）八月六日「法印栄賢注進Ⅰ・Ⅱ」を最古とし、嘉吉二年六月日「六条八幡宮領并社人等住宅注進」を下限とする、南北朝期から室町中期にかけての十四通の古文書と、前に紹介した「六条八幡宮別当補任次第」とからなり、それらが四巻に装丁されている。この文書群は、①社領関係文書と、②造営関係文書とに二大別することができるが、その特徴は社家よりの注進状が大半を占めていることにある。このことは、『六条八幡宮文書』の性格を考える上で、注目すべき点であろう。

即ちこの『六条八幡宮文書』は、『若宮八幡宮文書』と異なり、社家から発給された文書の集積体であった。そしてこれらの文書が案文ではなく正文であろうことを考慮すると、その集積・伝来の場所は、六条八幡宮以外のところではなければならぬ。その点で想起されることは、当社と醍醐寺三宝院との関係である。前述のように室町期には、当社の別当職は三宝院門跡に管領されていたのであり、その注進状は、最終的に幕府に提出されるものであったとしても、ひとまず三宝院に進められた可能性が高いと考えられる。そしてこの『六条八幡宮文書』が、『田中穰氏旧蔵典籍古文書』に含まれていることも、これが醍醐寺三宝院伝来文書であろうという推定を助けるものである。<sup>(1)</sup>

つまりこの『六条八幡宮文書』は、もともと若宮八幡宮に伝来した文書ではなく、初めから『若宮八幡宮文書』には含まれていなかった文書

と考えられる。このことはこの文書の価値を低めるものではなく、上部機関であった醍醐寺三宝院に提出された文書であるが故に、かえって、『若宮八幡宮文書』と併せ用いて中世の六条八幡宮の実態を探る貴重な史料群なのである。

以上のような『六条八幡宮文書』の性格を踏まえた上で、本題の「法印栄賢注進Ⅰ・Ⅱ」の検討に移ろう。

「法印栄賢注進Ⅰ」は、縦三〇・二厘、横一三八・八厘で、三紙よりなる。また「法印栄賢注進Ⅱ」は、現状ではこれと一巻に成巻されているが、本来は別個の文書で、縦三〇・二厘、横八六〇・四厘、一八紙よりなっている。そして前述のように、この「法印栄賢注進Ⅰ」の注進の内容は文治二年（一一八六）と承元二年（一二〇八）の造営注文であり、「法印栄賢注進Ⅱ」の内容は、建治元年（一二七五）の造営用途支配状である。それぞれの文書には御家人の交名が載せられているが、それは次節の検討対象であるから、ここでは造営と遷宮の経緯などに限定して検討する。

まず文治の造営についてみることにしよう。

この文書によって、文治二年四月に造営事始があり、八月十四日には遷宮が行われたことがわかる。この造営に関しては『吾妻鏡』にも見えないが、文治年間の六条八幡宮に関する史料としては、『吾妻鏡』文治元年十二月三十日条をまず挙げることができる。それは土佐国吾河郡地頭職を六条若宮に寄進し、大江広元の弟季敏（『吾妻鏡』は秀敏とする）を別当職に補任したことを伝えるもので、年次的にも今回の造営注文と対

応している。しかしこの社殿がどこに造られたかは必ずしも明確でない。それは『吾妻鏡』の記事に「彼宮者、点故廷尉禪室（為義）六条御遺跡、被奉勸請石清水」とあるため、為義の邸宅のあった六条堀川に造営されたかのようにもとれるのである。

一方、『吾妻鏡』文治三年（一一八七）正月十五日条によると、頼朝は六条以南西洞院以東の左女牛の地一町を六条若宮に寄進している。これは六条南、西洞院東、左女牛通北の一町四方であり、その後の中世の六条八幡宮の社地なのである。この『吾妻鏡』の記事を信ずれば、頼朝は造営されたばかりの六条八幡宮に対して別の地を寄進したことになり、その後のある時期に社地の移動が行われた、と考えざるを得ないことになる。

しかし『吾妻鏡』文治五年（一一八九）二月二十二日条には、「崇敬六条若宮為御所近辺、就祭祇等事、定狼藉事相交歟、殊恐存事」という内容の書状を院に申し入れ、翌月二十日条には「六条若宮為御所近辺事、令申給之旨聞食了、雖近々、全無狼藉事、更不可令憚給之由」という院の意向が伝えられている。この「御所」が院御所である六条殿であることは疑いないので、この文治五年の時点では既に、六条八幡宮は六条殿と西北の角で接した六条左女牛の地に存在したと見ることができよう。造営を終えたばかりの社殿を、僅か数年で放棄して建て替えたとするとも、考えにくいであろう。

つまり、先の『吾妻鏡』文治三年正月十五日の記事は、『吾妻鏡』編纂時の錯簡であり、本来は造営に着手する以前の文治二年の出来事であった

とするのが妥当であろう。先に触れたように、六条八幡宮は義家の邸宅に石清水を勸請したことに始まり、そのまま六条堀川の為義の邸内に祭られていたという。とすれば、文治二年の頼朝による社殿造営は、六条八幡宮が源氏の邸宅から分離し、左女牛の地に一社として成立したことを示すものであり、ここに中世の六条八幡宮の歴史が始まったことになる。

なおついでにいうと、『吾妻鏡』文治三年十月二十六日条の「筑前国鞍手領、土佐国吾河郡、撰津国山田庄、尾張国日置領、被奉寄左女牛宮、一事以上、可為別当季敵沙汰之由、被仰下云々」という記事も、同様に『吾妻鏡』編纂時の貼り間違えであろう。『若宮八幡宮文書』康永二年十月日「前社務道祐僧正送文」によると、筑前国鞍手領、撰津国山田庄、尾張国日置領の寄進は、文治二年十月二十六日のことであった。

承元二年（一一〇八）の造営に移ろう。

「法印栄賢注進上」によると、六条八幡宮は承元二年閏四月十五日に回祿、造営に着手されたのであるが、宮地直一氏は「六条八幡宮新宮日記」によって、承元三年十二月に遷宮が行われたことを指摘している。

全く別の史料によった知見は、日時としてよく対応している。この承元二年閏四月十五日の火災は『吾妻鏡』同年閏四月二十五日条にみえており、「火出北小路、仍東洞院七条東西十二町（洞院西、朱雀東）、朱雀南北十二町（七条以北）、自六条東洞院至于五条坊門朱雀辺、宣陽門院、坊門太政大臣旧宅、右大将六条堀川御亭等、在其中云々」という大火であった。ここには六条八幡宮は挙げられていないが、社地は『吾妻鏡』の伝える罹災範囲のほぼ中央に位置する。それにしても大火の跡の造営が、

極めて短期間に行われたこと、及び文治の造営との二〇年間に、かなりの殿社が増築されていたことに驚かされるのであって、ここにも幕府の当社に対する並々ならぬ崇敬の念がうかがえるのである。

次に、「法橋栄賢注進Ⅱ」にみえる建治元年(一二七五)の造営に移ろう。巻頭写真にみられるように、この造営用途支配状(御家人交名)が作成されたのは「建治元年五月日」であるが、それを六条八幡宮の使者である定円法眼が鎌倉に下向し、幕府の政所で同年六月二十七日に書写したものである。そしてこの注進には、末尾に造営用途支配に至る経過が記されている。この文章にはやや意味の取り難いところがあり、一部に誤写もあるかと思われるが、先ずはそれによって経緯の大概をみよう。

文中に「去年焼失之比」とあり、前年の文永十一年(一二七四)に六条八幡宮が罹災したことがわかる。この火災は恐らく、『統史愚抄』文永十一年七月十四日条に、「自近衛西洞院到六条東洞院火」と報じられているものであろう。前述のように中世の六条八幡宮は、文治元年に頼朝が寄進した「六条以南、西洞院以東」の一町に位置していたので、今回の罹災地の南端であった。この回禄に達した社家は、少別当法眼定円を鎌倉幕府に派遣し、再建の儀を陳情したのであろう。定円は六波羅に對する「内々用意支度、可被勘定之由」の御教書を帶して帰洛し、それを建治元年四月六日に六波羅に進めた。六波羅では浅間入道と伊知地入道を奉行に任じ、造営費用の算出と社家との折衝に当たさせた。この浅間入道と伊知地入道の本名は知り得ないが、伊知地氏は六波羅探題の職員として、他の史料にもしばしばみえる姓である。<sup>(5)</sup>そしてこの折衝では、

社家と六波羅がそれぞれ独自に経費を算出し、両者の突き合わせが行われた。両者の対立点は、①社家の見積が錢貨と工人の食料にあてる米との二本立であったのに対し、六波羅の方針は貨幣納一本であったこと、及び②工人の手間賃と使用する檜皮や朱砂の見積単価のズレにあり、社家が工人の要求を代弁する立場にあったこと、などがわかる。結論としては、①の論点は六波羅が算出した「総數六七三四貫余」という数字に落ちつき、②の内の工人の手間賃の算出基準については、最終的判断は鎌倉にゆだねるというところで決着したらしい。そして社家の使者定円は、この数字をもって再び鎌倉に向かい、五月中に政所で御家人への配分作業が行われて、定円はこれを書写して帰洛した。

こうした経緯は、鎌倉末期の御家人役賦課の手續を暗示するとともに、幕府の政所には、御家人役を賦課する資料が常備されていたことを推察させるものである。政所に諸国の大田文が集められていたことは確かであるが、<sup>(7)</sup>ここには更に、御家人の家毎にその所領の総計を算出し、それを御家人交名とともに記載した資料が備えられていたのではあるまいか。<sup>(8)</sup>ともあれここで、社家が番匠や壁工などの工人の利益を代弁していることは重要で、文治や承元の時期とは異なり、社家が一括して造営工事を管轄したことを示すものと思われるのである。

ところで、このような文治・承元・建治という鎌倉時代の造営注文が、永和元年(一一三一)という南北朝期に注進されたのは何故であろうか。この注進状が、別当を兼任していた醍醐寺三宝院に提出したものであろうという想定は前に述べたが、この注進作成の理由としては、①六条



八幡宮の造営の必要に迫られた三宝院が、その基礎資料として前例を注進させたという解釈と、②この注進の作成が、幕府儀礼の整備される義満の時期であることを重視し、室町期の御家人の家格決定の参考として幕府の命によって提出させた、という解釈とが可能であろう。現在のところ、この時期に六条八幡宮が火災などで罹災したという証拠もなく、史料的にその何れかを決定する極め手を欠いている。結論は後考に委ねたいが、参考までに永和元年の六条八幡宮の関係史料を紹介し、その時期的な特徴を採っておきたい。

『花宮三代記』によって、応安元年（一三六八）～永和四年（一三七八）の約十年間の六条八幡宮への將軍社参の記事を求めると、永和元年には、応安元年・同六年とともにその社参記事がなく、翌永和二年五月十二日条には、「御社参始、左女牛新八幡宮」とみえている。ところでこの「社参始」の語に注目すると、これは他にみられないものである。勿論その解釈としては、その年年の「社参始」を意味する可能性もあるが、『花宮三代記』にみえる六条八幡宮社参記事が、おおよそ年に一度だけであることをみると、これが特にその年の「社参始」を意味するものとは断定できないのではなからうか。そしてこの前年の永和元年には六条八幡宮社参の記事がないことを考えあわせると、この五月の「社参始」は新造の八幡への社参始を意味し、永和元年～二年にかけて六条八幡宮が造営されたことを示す証拠となる可能性も捨て難いのである。今後の検討に期待しつつも、ここでは一応、①の可能性があることを指摘して擲筆する。

註

(1) 『田中稜氏旧蔵典籍古文書』（以下、田中本と略称する）の特徴の一つとして、非常に多くの醍醐寺関係の古文書及び典籍を含んでいることである。その理由については、少々触れておく。田中本は主として田中勘兵衛教忠氏によって収集されたものである。そこで田中氏の履歴をみると、田中氏は大正三年以後黒板勝美氏が中心となって醍醐寺の古文書・聖教の本格的調査を始める以前、明治三十年前後から四十年代にかけて、大三輪信哉氏とともに醍醐寺独自の整理にかかわっていたことが知られる。そして田中氏がこのような醍醐寺独自の整理にかかわった背景には、三宝院との特殊な関係があったことによるものと思われる。恐らくこのような事情から、田中本には多くの醍醐寺関係の古文書や記録が散見されるものと思われる。詳細は、田中稜氏「教忠と忠三郎の小伝」、年譜（『田中教忠蔵書目録』所収）、佐和隆研氏「醍醐寺古文書、聖教調査の足跡」（『研究紀要』一、一九七八年）、三成重敏氏「醍醐寺三十五年」（『研究紀要』九、一九八七年）を参照されたい。

(2) 『吾妻鏡』文治元年十二月三十日条。

(3) 『保元物語』、『平治物語』参照。

(4) 宮地直一氏「室町幕府の宗祀」（同氏著『神道論攷』第一巻、古今書院、一九四二年）。

(5) 森幸夫氏「六波羅探題職員ノート」（『三浦古文化』四二、一九八七年）、同氏「六波羅探題職員ノート補遺」（『国学院雑誌』九一―八、一九九〇年）。

(6) この建治元年の六条八幡宮造営の際にも、恐らく『吾妻鏡』建長二年三月一日条にみられる閑院殿造営雜掌目録作成の奉行人と同様な造営用途支配状作成の奉行人が置かれ、この奉行人が造営用途支配状に基づき政所を介して造営用途を御家人に賦課していたものと推察される。そして幕府から御家人に賦課したこの造営用途は、『崎山文書』弘安元年六月十二日「六条八幡宮造営用途配分状案」にみられるように、更に一家の人々に配分されたのである。

(7) 『中世法制史料集』一巻、追加法四四九、四五〇。

(8) 御家人役は、原則として所領規模を基準として賦課されていたことを勘案すると、御家人への造営用途賦課において、まず大田文の存在が想起されよう。とはいえ大田文のみでは、御家人に対する用途賦課は不完全なものとならざるをえない。そこには、御家人の家毎にその所領の総計を算出した御家人交名の如き帳面の想定が必要となってくるのではないだろうか。というのも、この建治元年の造営用途支配状の作成経緯をみると、非常に短期間で行われており、その都度奉行人が、政所の大田文や小侍所の番帳等の資料をつきあわせて算定したとは考えられにくい。よってここではこれらの資料を総合的にまとめた帳面が政所にあり、それに基づき奉行人が用途支配状を作成したものと理解しておく。

(9) 参考までに各々の社参記事をあげておく。応安二年正月二十一日条に「御社参、六条新、同三年四月九日条に「御社参、六条新八幡宮、御興」、同四年正月十三日条に「御社参、但今夜六条新八幡宮御参、北野、祇園兩社、後日内々御参云々」、同五年二月十日条「戌時、御社参、六条新八幡宮、但北野祇園、兩社後日内々可有御参云々」、同七年四月二十八日条に「雨降、御社参」、永和三年十二月二十七日条に「御社参、佐女牛新八幡宮、今年于今延」同四年二月九日条に「御社参、若宮八幡宮」とある。

### 三 造営注文の内的考察

文治・承元・建治の三つの造営注文を比較すると、一目でそこに大きな懸隔のあることに気付く。即ち、文治と承元の造営注文は、少数の御家人が造営対象となる御殿や築垣ごとに請け負い分担しているのに対して、建治の造営注文では、数多くの御家人が銭貨(貫文)で造営料を負担している。後者の造営は恐らく、集められた造営料によって社家が造営を一括してとり仕切ったのであろうが、ここに貨幣経済の進展という

鎌倉前期と後期との間の時代相を推察することは容易であろう。前者の造営方式は建久の東大寺造営の際にもみられたもので、その行為は結縁のための助成であり、助成者の意識には冥加の期待が存在し、それぞれに請け負った殿社の出来映えを誇る奉加者間の競争意識もプラスに働いたであろう。しかし建治のような造営金の賦課は、名実ともに「御家人役」であり、租税と同様の負担として意識されるのが普通であって、その役を果たす誇りも減殺される。同じ六条八幡宮の造営であっても、開幕当初と末期との間には大きな隔りがあることになる。

更に各時代の造営料負担者の交名に踏み込むならば、いっそう多くの事実を伺うことができ、そこに御家人体制の変化を認めることも可能である。先ずは文治二年(一一八六)と承元二年(一一〇八)の二つの造営注文から始めよう。

最初の文治の造営注文にみえる人物は、幕府政所(政所御沙汰)を除くと、梶原景時、比企藤内朝宗(藤内友宗)、中原親能(次官親能)、土肥実平(土肥次郎)、大内惟義(多内惟義)、大江広元(因幡前司廣元)、及び王平太の七名である。残念ながら王平太が何者かはわからないが、その他は、京都に特別な関係を持つ有力御家人である。そして文治のこの造営方式は承元にも継承されている。

即ち、文治に政所が造営を担当していた御殿・拝殿・小神の三殿の造営は承元にも幕府政所が担当し、公文所は同じ大江広元(前大膳大夫廣元)が、竈神殿は大内惟義(駿州前司惟義)が造作に当たった。また楼門と左右の回廊は文治と同様に梶原景時跡が担当し、東西の回廊は比企藤

内朝宗跡が負担しているし、文治に中原親能が分担した神宮寺とその荘殿類は、承元の造営では子息の中原季時（木工助季時）と養子の大友能直（左衛門尉能直）が担当した。文治に土肥次郎実平が造作した鐘樓を承元に分担した「土肥太郎」は、恐らく実平の子の弥太郎遠平であろうし、文治に王平太が担当した左女牛面は当社の南側に当たるので、その「左女牛築地覆」は承元に王平太跡が分担した「南面築地覆」に他ならず、これも完全に継承されている。つまり承元の火災の際に、文治の造営注文が参照され、それを下敷きにして再建計画がたてられたことは疑いないのである。

しかしながらこの二〇余年の間に御家人社会の変動は激しく、正治二年（一一二〇）には梶原景時が没落し、比企朝宗は建久五年（一一九四）を以て『吾妻鏡』にみえなくなり、建仁三年（一一二〇三）には頼朝流人時代からの第一の功労者比企氏が滅亡する。従ってここにも見える「梶原景時跡」「比企朝宗跡」は彼らの子孫ではありえず、単にその所領の継承者を指すに過ぎないであろう。このことは、「跡」の本来の意味を示すものとして指摘しておかねばなるまい。この時一緒に出された「注文」の中に、その事件平定の勲功者の名前が多く並んでいたであろうことは推察に難くないのである。ただここでは、文治の時期にはなかった僧坊・御倉・御殿後塀・東西殖竹が同時に建造され、これが佐々木中務丞経高（法名経蓮、仏高は誤写か）<sup>3</sup>・宗左衛門尉孝親・北条武蔵守時房（武蔵守）<sup>4</sup>・後藤兵衛尉基綱（後藤兵衛）に割り当てられたのである。彼らの名前は文

治二年の造営にはみえないが、何れも京都に關係の深い有力御家人<sup>5</sup>であり、その人選の原則は文治と異なるものではなかったのである。

しかしながら、それから半世紀余を経た建治元年（一一七五）には、同じ六条八幡宮造営料であっても、造営料の賦課方式は根本的に変化している。前述のようにその第一は、明瞭な御家人役として大衆課税化したことにあり、ここでは合計四六九人の御家人が顔を並べ、貫文によって造営料が割り当てられた。勿論ここに、当時の御家人のすべてが網羅されているわけではないが、これまでに知られている御家人交名としては最大規模のものである。しかし残念なことに、この建治の御家人交名はその多くが「某々跡」という記述であり、このままではその人物比定も殆ど行えない。

ところで、これに類似した御家人交名として我々は、『吾妻鏡』に記載された閑院内裏の造営注文をもっている（建長二・三・一条）。これは、殿社や築地ごとに御家人を張り付けている点では開幕期の造営方式に通じるが、二五三人の御家人に割当てた大衆課税的な賦課であるという点では建治の造営注文に近く、両者の中間的な姿を示すことは時期と一致して興味深い。そしてこれは、何よりも建治との間に四半世紀つまり一世代分の隔たりしかないという点で、建治の御家人交名人物比定の手がかりとなり得ると思われる。今これを「建長の御家人交名」「建長帳」と呼び、これと対比しながら「建治の御家人交名」「建治帳」の記載内容を検討することにしよう。

建治帳の内訳

区分	負担額	人数	備考
鎌倉中	4,577貫 (68.9%)	123人 (111口)	100貫以上=15口22人=2,750貫 北条一門=7口13人=1,640貫
在京分	179貫 (2.7%)	28人 (28口)	
諸国分	1,885貫 (28.4%)	318人 (317口)	
合計	6,641貫 (100.0%)	469人 (456口)	

上に掲げた表は、「建治の御家人交名」記載人物について、「建長の御家人交名」と対比しながら、検討し比定した結果である。この比定が推定であることは言うまでもないが、それにしても解明すべき課題は多い。以下では、この表をもとにして、気づいた点を箇条書き的に記し、「建治の御家人交名」、ひいては十三世紀末期の鎌倉幕府御家人制度の一端に迫ることにしよう。

なお、前にも触れたように、この「建治の御家人交名」は少なくとも二度の転写を経ており、これに伴う誤写も幾つかは確認できる。人物比定に当たっては、その点も考慮しながら、かなりの推測を加えており、<sup>(7)</sup>それでもなお人物を特定できなかった場合も多い。この比定人物名は、今後の研究によって変更・補充を要することを、再度お断りしておく(備考欄の日付は「吾妻鏡」)。

① 御家人は、上に掲げた表のように「鎌倉中」と「在京」と「諸国」の三種に区分されている。

「建治の御家人交名」では、合計四六九

人(四五六<sup>(8)</sup>)、の御家人が、「鎌倉中」二三人(一一口)、「在京」二八人(二八口)、及び駿河以下の「諸国」三一人(三二七口)の三種に区別されている。この交名の原本は、建治元年六月に六条八幡宮の社家使定円法眼が鎌倉幕府の政所で書写したものであるから、この三種の区分には、造営料の徴収を容易にするために御家人たちの当時の在所を寺家側が調べて記したという解釈と、幕府の政所には三種に区分された御家人名簿があつて、これを元にして政所が造営料を割り当てたという解釈とが可能である。後者の立場に立つとすれば、十三世紀末の御家人は三種に区別されていたことになり、中世社会ではそのような区分は身分的差別を伴つたと考えられるので、この問題は幕府の御家人制度としても極めて重要な意味を持つことになる。慎重な対応が必要と思われるので、後に振り返ることにしよう。

② 造営料の大小は基本的には所領規模によるものと推察されるので、十三世紀末期の幕府経済における「鎌倉中」の御家人、なかでも北条一門の圧倒的地位が知られる<sup>(8)</sup>。

建治の造営料の総額は六六四一貫文、それを御家人一人につき三貫から二〇〇貫の間で分担しているが、その約三分の二の金額を人数では三分の一に過ぎない「鎌倉中」が負担しており、ここに有力御家人が集中していることがわかる。なかでも北条一門の占める地位は大きく、一門一三人(七口)で全体の約四分の一に当たる一六四〇貫を分担している<sup>(9)</sup>。この交名には全ての御家人が網羅されているわけではないので、この数字自体を問題にするわけではないが、こうした御家人

役は原則として所領規模（公田数）を基準として賦課されたと考えられるので、十三世紀末期における北条氏の圧倒的な経済力がここに反映していることは認めてよからう。

③ 建治帳にみられる賦課対象は、九割が「一跡」であり、「跡」の記載のないもの二八人、「一人々々」という集団一九（含「山名庄地頭等」）にすぎない。

石田祐一氏が指摘されたように、このような三種の区分は建長帳にもみられるもので、この場合の「一跡」が寛元二年十二月の幕府追加法の「付父祖之跡知行」の意味であることは確かであろう。<sup>(11)</sup>しかし建長の番帳では総数二五三人中、「一跡」が五六%の一四一人で、四割の一〇一人にはその記載がなく、「一人々々」形式が一人であった。この「跡」記載のない者を生存中の人物とみるならば、その形式の消滅に建長帳からの時代のずれが認められることになる。そしてもしこの背景に、御家人制度の再整理・固定化を想定することができるとすれば、その時期は、建長二年を遡ること遠くない鎌倉時代中期とみてよいのではなからうか。

例えば『崎山文書』によると、嘉禎四年（一二三八）の八条辻固の在京番役は、湯浅太郎宗広・七郎宗光・糸我貞重・得田盛平らの湯浅権守宗重の子孫が各別に催促されていたのに対して、正応二年（一二八九）の在京番役では「湯浅宗重入道跡」として一括されており、一族諸氏への配分は惣領を介して行われたと考えられるのである。<sup>(13)</sup>ここには御家人役賦課方式の変換があったことになるが、この正応の方式

そ、まさに紀伊国で「湯浅入道跡」に六貫を割り当てた建治帳の方式であり、この「湯浅入道」は頼朝が頼りとした開幕期の紀伊国御家人湯浅宗重に比定されるのである。また、『詫磨文書』文保元年（一二三一七）の「鎮西探題裁許状」によると、従来は詫磨氏に別個に催促されていた御家人役が、大友氏の始祖である「大友豊前々司直跡」に一括して催促される方式に変更されたため、一族間に紛争が起きたことがわかる。<sup>(14)</sup>そしてこの「大友豊前々司直跡」は建治帳にはみえないもので、建長帳では閑院内裏の「陳座并東屋」の造作を割宛てられているのである。更に、広く知られた小早川竹丸と美作前司茂平法師（法名本佛）の一族相論にも御家人役の賦課方式をめぐる紛争が絡んでいたが、その文永三年（一二六六）の「関東裁許状」に「付遠平之跡被仰下之時者、随分限本佛可令支配其跡敷」とみえる本佛こそ、「在京」御家人の筆頭「小早川美作入道」に比定される茂平の法名である。<sup>(15)</sup>

これらの諸事象は、御家人役賦課方式の変換が十三世紀中葉に行われ、その際に、開幕当初の始祖にまで遡って賦課するように変更した場合があったため、一族内部に混乱を引き起こす原因ともなったことを示すものであろう。表にみられるように、建治帳の「一跡」比定者に、十三世紀中葉、寛元弘長頃の『吾妻鏡』に現れる人物が多いことも、この推察と符合するのである。もとより「跡」の語は、承元の造営注文にもみえるものであるから、その全てを同一視することはできないし、一意的にその時期を設定することにも議論はあろう。<sup>(16)</sup>しかし、その「父祖」の名前に幕府成立期の人物があるという理由によつ

て、「父祖之跡」型の公事賦課方式が、建久年間と推定される御家人制度成立期以来不変のものとみることができないのである。つまりこの「父祖之跡」型の物領制的な公事賦課方式は、開幕以来の伝統ではなくて十三世紀中葉に採用された新たな政策であり、それを鎌倉幕府御家人制度の一つの画期とみた方がよいのではなからうか。

この仮定に立つならば、『久米田文書』嘉暦三年十一月日「久米多寺雑掌快実申状案」<sup>(17)</sup>で知られているような、建長年中に幕府が西国の田文を提出させたという事実も、こうした御家人制度の再編強化策の一環として理解できることになる。

とはいえこの問題は、幕府制度としての物領制の問題であるだけにその及ぼす影響も大きい。今後さらに多面的な検討を要する課題としなければなるまい。<sup>(18)</sup>

④ 建治元年に六条八幡宮の造営料を負担した御家人の内、三割近い一三四人は建長二年に閑院内裏の造営を負担した御家人であり、御家人制度の固定的性格がわかる。

建治帳の「一跡」と記された御家人を建長帳に求めると、建長帳でも同じ「跡」の御家人七二人(○印)、建長帳では「跡」ではなく、生存中と推察されるが、官職名で一致して同一人物と認められる者二七人(△印)、官職名は異なるが、ほぼ同一人物と想定できる者三五人(□印)であり、合計すると建長帳御家人総数の過半数が建治帳にもみられることになる。この建治帳には、次にみるような地域的欠落があることを考慮すると、その固定率はかなり高いといえよう。これは建長と建

治の造営役配分に使われた政所所蔵の御家人名簿が、基本的に同じ原理によって記載され、時々の内容の修正は部分的なものにとどまっていたことを示すものという推察が可能であろう。

⑤ 建治の御家人交名には地域的な偏差がはげしい。「鎌倉中」と「諸国」の御家人に東国出身者が多いことは、鎌倉幕府の東国政権的性格を示すものであるが、建長帳と比較して九州の御家人の姿が見えないことは、蒙古襲来という時代の反映であろう。

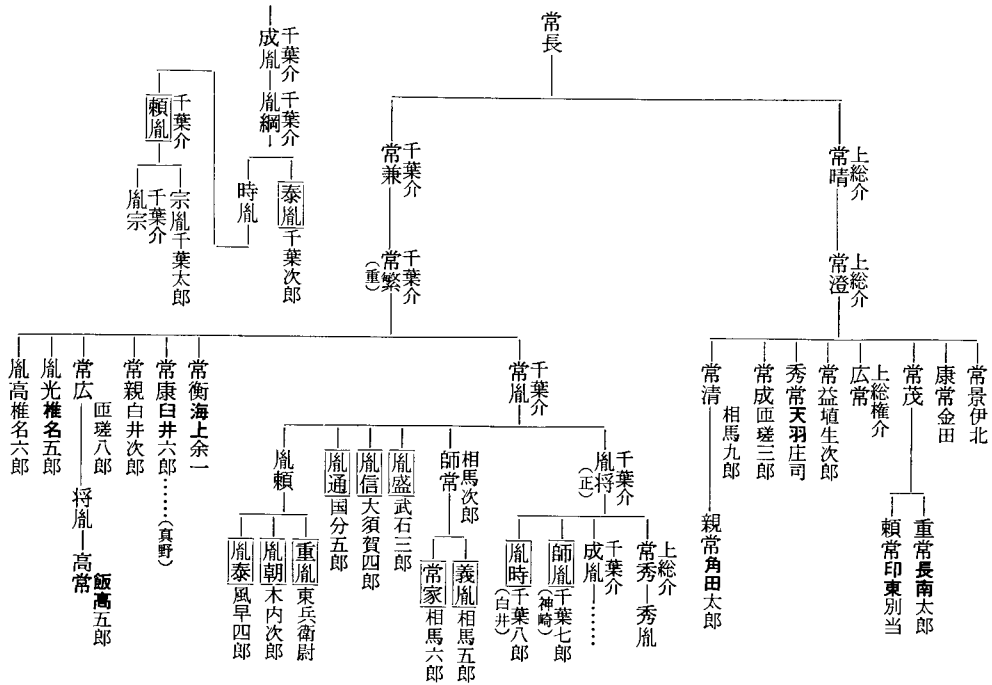
建長帳にあって建治帳にみえない御家人の姓は六〇を数える。かなり多いとも言えよう。しかしその内、「大友豊前々司跡」「草野大夫跡」「菊池入道跡」「土持入道」「土岐左衛門尉」「相良人々」「河尻太郎」「須恵太郎」「佐嘉源二」「佐伯入道」「志賀七郎」「白間野太郎」「日田四郎跡」「伊美太郎兵衛尉」「上嶋次郎」「高知尾太郎」「多久平太郎」の一七氏は九州の御家人と推察され、長門の「厚東左衛門」等とともに、異国警固のためにこの造営料を免除されたとみることができよう。その他にも、この四半世紀の政治過程でこの造営料を課せられなくなった者も存在したに違いない。<sup>(19)</sup> そうした点では、「常陸大掾跡」「小栗次郎」「真壁太郎」「鹿島中務丞」「方穂六郎左衛門尉」や「那珂左衛門大夫」「佐竹入道跡」など、大掾系の人物を中心とする常陸勢が大量に姿を消していることも気になるところである。十世紀以来の常陸の豪族的領主大掾家は、建長の頃までは『吾妻鏡』にもみえて將軍の身辺に仕えているが、このうち弘安頃までの間にかんりの打撃を受けた徴証があり、弘安八年(一二八五)の霜月騒動がその時期かとも想

定されている。<sup>(20)</sup>しかしそれは建長と建治の間に遡るのではあるまいか。建治帳に顔を見せない畿内とその周辺地や四国の御家人の問題とともに、今後の検討を期待したい。

以上、建治帳の特徴を五点にわけて指摘してきたが、ここには単に建治元年の六条八幡宮造営注文にとどまらず、鎌倉幕府御家人制度の根幹に触れる問題も少なくはなかった。なかでも、ここにもみられる「鎌倉中」「在京」「諸国」の三区分の持つ意味は重要で、それが建治元年五月という時点の多分に偶然的な在在であるのか、或いは彼らの本籍所屬を示すものかということは、その設定の時期と共に、鎌倉幕府の性格にかかわる基本問題であろう。その解明は、『田中稜氏旧藏典籍古文書』の中の「六条八幡宮造営注文」の紹介を目的とした本稿の守備範囲を遙かに超えるものであるが、今後の検討の一つの手がかりとして建治帳に記載された千葉一族をみることにしたい。<sup>(21)</sup>

建治帳には千葉氏の同族は、「千葉介、同次郎跡可寄台」と記された次郎を入れると、「鎌倉中」に二人、「諸国」に八人、合計二〇人を数え、合計二九二貫の造営料を分担している。これは北条氏を除く外様御家人中最大の負担であり、その点では特異な地位を占める足利一族をも超えている。<sup>(19)</sup>ここに記載された二〇人の全てを比定できるわけではなく、特に「上総」「下総」に記載された人々は姓による始祖の推定で満足しなければならないが、幸い千葉氏には鎌倉時代に原本が作られたと推察される『神代本千葉系図』も存在するので、これによってその系譜上の位置を考えてみよう。

〔千葉氏関係系図〕『神代本千葉系図』による。配列は長幼の順ではない。ゴザック「諸国」に属する家



一見して明らかのように、「鎌倉中」に記載された人物は、すべて千葉常胤の子孫に限られ、地元の「上総」「下総」に記載された家々はすべて常胤以前に分かれた同族であって、ともに例外はないのである。この中に上総介広常の一族も少くはないが、彼らはすべて地元の御家人となったことになる。彼らは挙兵の一時期を除いて、『吾妻鏡』にも殆ど姿を見せないのに対して、常胤の子孫たちは將軍の出御に随行し、御所内の諸番役を勤めるなど、『吾妻鏡』にもしばしば顔を出している。

このような状況から判断すると、少なくとも千葉氏に関しては、建治元年の時点でもたまたま鎌倉に詰めていた者が「鎌倉中」であるわけではなく、「鎌倉中」として格付けされた御家人は鎌倉に館をもち、交代で御所内の諸番役を勤めていたのであり、いわば彼らの本籍が「鎌倉中」であったと考えられる。つまり少なくとも千葉氏の同族御家人の場合には、「鎌倉中」と「諸国」の御家人の間に基本的な差別が認められ、恐らくは御家人名簿も別であったとみる方が、より考えやすいのである。

千葉氏にみられるこのような格差がどこまで一般化できるのか、またその差別の成立期は何時か、等々については今後の課題とし、こうした問題の提起を以て、「六条八幡宮造営注文」の紹介を目的とする本稿を終えさせていただきたい。

註

(1) 『吾妻鏡』建久五年六月廿八日条。頼朝は東大寺造営助成のため、二菩薩四天王像や戒壇院の営作を宇都宮朝綱以下の有力御家人に命じたが、こ

こにも「各偏存結縁之儀可成功之由」下知したとみえている。

(2) 御家人の王氏といえば、『曾我物語』富士の狩場の王藤内が思い浮かぶ。それは「建治の御家人交名」に「王藤内小太郎跡」としてみえ、備前国の住人であることがわかるが、平民の王氏は知るところがない。本年正月に本郷学士会館で行われた『吾妻鏡』科研の研究会で、「大庭平太景能(景義)」「北条平六時定」などとみる案が出された。何れも興味深い見解であるが、今のところ決め手を欠いている。

(3) 前節で触れたように、この六条八幡宮造営注文は、少なくとも二度転写されており、表にもみられるように、誤字も幾つか指摘できる。承元注文の「佐々木中務弘高入道」は、承久京方武士として自害する「佐々木中務丞経高(法名経蓮)」とみて間違いあるまい。

(4) 北条氏内で「武蔵守」を特定することは難しいが、時房は承元元年正月十四日に武蔵守に任官、建保四年まで在職しており、これは時房である(『吾妻鏡』承元元・二・廿条)。

(5) 文治・承元の造営に携わった御家人は、何れも京都と密接な関係にあった。京都守護の中原親能や大江広元、梶原景時はいうまでもないが、宗孝親は安芸守護であったし、承久の乱では京方につく。その他ここに名前のみえる「佐々木経高」「大内惟義」「後藤基綱」が、揃って承久京方武士となることも、その証拠といえよう。なお時房は、この承元二年の十月、政子に扈從して高野山に参詣している(『吾妻鏡』)。この上洛の真の目的が、將軍後継者をめぐる院近辺との接触にあったろうことを考慮すると、この時期の時房は、京都政界との接点にあったものとみてよい。

(6) 当時の鎌倉幕府御家人が何人いたかは知り得ないが、文治元年十月に頼朝が上洛を企てた時、「為宗者」が二〇九六人であったことをみると、この交名は御家人の何分ノ一かに過ぎないであろう。守護を介して御家人となったいわゆる西国の「国御家人」はこの中には見当たらないように思われる。しかし將軍に近侍して御所内番役を勤め、『吾妻鏡』にも現れるような東国御家人の一族はほぼ網羅されており、後述の一部地域を除くと、



幕府番帳に登録されていた当時の有力御家人はほぼ揃っているとみてよいのではなからうか。

(7) ここに記載された御家人名は官職または仮名であり、しかも多くが「一跡」という故人である。官職の家毎の固定化が全面的に展開するのは次の時代であるとはいえ、その人物比定には複数の可能性をもつ場合が多く、誤りを恐れては比定作業はできない。例えば第一紙の「武藏前司入道跡」「武藏入道跡」にしても、記述された位置によって北条氏という推定は容易であろうが、その中には泰時以下該当者が多い。ここでは「寄合」の意味などを考慮しながら比定している。それでも「武藏前司入道」を泰時とする可能性を全く否定するわけではなく、その意味で、表には「北条経時カ」としたのである。

(8) 建治の御家人交名の巻頭、「相模守 武藏前司入道跡 并最明寺跡 寄合」というような記述を、一口三人と数えることにする。その意味は次註(9)参照。

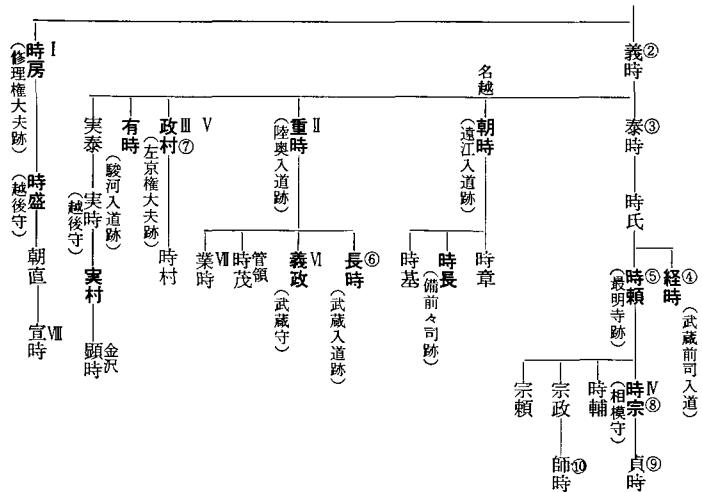
(9) 建治の交名からは、北条一門を合計一三人(七口)検出できた。その系譜関係を系図上に表しておこう。その人物比定に関しては前註(7)を参照されたい。「寄合」或いは「可除」と記され、造営料と一緒に納入する者は、北条氏の中でも「家」というような小範囲に限られていたことがわかる。なおこの御家人交名の中に、北条氏の御内人かと推察される人物は認められるが、それも「本御家人」であって、非御家人の根本被官はいないと思われる。少なくとも、この常識と抵触するような人物は確認できなかった。(下段の北条氏関係系図を参照されたい。)

(10) 安田元久『関東御公事』考『御家人制の研究』吉川弘文館 一九八一年。

(11) この建治帳については石田祐一氏の優れた分析がある(「物領制度と武士団」『中世の窓』第六号)。氏はこの造営に、「某」としての勤仕(甲方式―一人)と「某跡」としての勤仕(乙方式―一人)と「某所人々」による勤仕(丙方式―一人)との三つの方式のあることに注目し、

〔北条氏関係系図〕

①②……は執權  
I II……は連署  
ゴチック＝建治帳にみえる人物



甲方式を寛元二年十二月十二日の追加法の「被仰下格別」れた場合、乙方式は「付父祖之跡知行、各寄合随分限、可被勤之」に対応する場合であり、丙方式は幕府によって最初から「人々」として把握された複数の始祖を持つ人々として、この乙方式が幕府制度としての物領制であることを指摘された。筆者も基本的にはこの見解に賛同し、その上に立論している。要するに建治帳では、北条氏を除くと甲方式が殆ど消滅し、物領制的な乙方式にほぼ統一されたのである。その意味での物領制は、時代とともに崩壊す

るのではなく、この四半世紀の間になんか進展したことになる。(その逆は千葉介が唯一の例で、誤写の疑いもあることになる。)

なお、建治帳の「人々」記載の丙方式は、遠江の「山名庄地頭」を含めて一九例であり、このうち六氏は建長帳と合致するが、相良・横地の二氏は建長帳にあって建治帳にみえない、しかし建長帳の「湯浅輩」は建治帳では「湯浅入道跡」、「浅羽人々」は「浅羽小大夫跡」、「高山人々」は「高山三郎跡」、「高山四郎跡」となり、惣領制的な乙方式に移行している。この丙方式の記載が「鎌倉中」や「在京」にはみられず、武蔵に多いことも、この丙方式が党的武士団であることを示すものといえよう。なお、この場合に御家人役の催促が、その党構成員に各別に催促されていたであろうことは註(12)を参照されたい。

(12) 『中世法制史料集 鎌倉幕府法』一三七。

一、御公事問事(寛元二年十二月十二日)勤仕之輩中、於不被仰下各別者、付父祖之跡知行、各寄合随分限、可被勤之、又雖非其跡、被充行勤功之所領已下、別御恩地者、相加可被勤仕之由、所被仰下也、自今以後、有申子細之族者、面々可被仰合、

この法令でも、「跡」の対象は子孫ではなく所領であり、「跡所領知行者」の意味であって、承元帳の「梶原景時跡」「比企藤内朝宗跡」とも基本的に矛盾しないことに注意しておきたい。

建長以降には「一跡」方式の御家人役賦課の史料が散見し、康元元年六月に奥羽奥大道で夜討強盗が蜂起して警固を命じられた二四人の御家人の中には、「氏家余三跡」「鳩井兵衛尉跡」があり(『吾妻鏡』)、十四世紀の楠木攻めに動員された武士の中には「山名伊豆入道跡」「平賀武藏二郎跡」などがあつて(『楠木合戦注文』、軍事動員にも同じ方式を採用していたことがわかる。また鎌倉の若宮大路の側溝から、「伊北太郎跡」「くにの井の四郎跡」と書かれた改修当時の木簡が出土している(『よみがえる中世三 武士の都鎌倉』)。

(13) 『崎山文書』によると、嘉禎四年十月日付「京都八条辻固結番定文」で

は、湯浅太郎宗広・貞重・盛平・浄心(宗光)らの宗重(湯浅入道)子孫の湯浅党の御家人がそれぞれに催促を受け、請文(奉)を提出して在京番役を勤めていたのに対し、正応二年十二月日の「在京結番定文」では、「湯浅宗重跡」として一括して在京番役を催促されている。この方式の転換が、建長帳の「湯浅輩」と建治帳の「湯浅入道跡」の相違か、石田氏の甲方式から乙方式への変化かはさておくとして、この「跡」方式による惣領制的な御家人役賦課が、幕府初期からの伝統ではなく十三世紀中期以降の転換であることを、ここではまず確認しておきたい。なおこの『崎山家文書』は小山靖憲氏のご教示によるものであるが、建治帳の「藤並太郎跡」の意味を考えるためにも重要であり、以下に掲げておく。

(朱筆)

〔正文同前、在京御判書帳〕

八条上固湯浅御家人等事

一番 藤並太郎奉

六十谷次郎幸保奉

宮原次郎寸志奉

二番 湯浅太郎宗弘奉

木本左衛門尉宗時奉

湯浅九郎景元奉

三番 (朱筆)田殿庄本主、円明父) 勢多九郎光弘奉

沙弥浄心奉

右各親者、相共可二月勤仕也、懈怠候者、事之由、上

尔可申上候、被勤仕人各交名、所被奉候也、

嘉禎四年十月 日

(朱筆)前司殿(北条泰時) 在御判

湯浅入道宗重法師跡本在京結番事 次第 不同

(14) 『詫磨文書』文保元年九月十二日「関東下知状」。この解釈については、

- |     |                   |  |           |
|-----|-------------------|--|-----------|
| 一番  | 田殿庄下方             | 加大豆田<br>五ヶ日定                               | 正月九日まで    |
| 二番  | 田仲庄               | 「他門」                                       | 同月十九日まで   |
| 三番  | 糸我庄               |  | 同月廿七日まで   |
| 四番  | 石垣河北庄             | 加長谷川<br>村定                                 | 二月廿七日まで   |
| 五番  | 丁・塩津、今年除之、<br>浜仲庄 | 除九日大崎、加<br>「他門」                            | 三月十五日まで   |
|     | 小倉新庄              | 三ヶ日  |           |
| 六番  | 「他門」<br>宮原庄       | 井公文分三ヶ日、及真松名一日一夜定<br>加当麻井村三ヶ日<br>三分一役、今年除之 | 同月廿八日まで   |
| 七番  | 石垣河南              | 丹生園<br>十ヶ日                                 | 四月廿日まで    |
| 八番  | 湯浅庄               |  | 五月晦日まで    |
| 九番  | 同庄                | 多須原  | 六月廿日まで    |
| 十番  | 六十谷・紀伊浜           | 「他門」                                       | 七月廿日まで    |
| 十一番 | 芳養庄東西             |  | 八月十日まで    |
| 十二番 | 保田庄               | 加丸田・大崎・岩野川、<br>阿豆河上方半分定                    | 十月三日まで    |
| 十三番 | 阿豆河庄上下            | 除上方半分、<br>真松名一日<br>一日夜                     | 同月廿五日まで   |
| 十四番 | 「他門」<br>木本東庄      | 加糸河一日<br>一夜定                               | 十一月廿六日まで  |
| 十五番 | 同西庄               |  | 十二月廿六日まで  |
| 十六番 | 田殿庄上方             |  | 明年正月十一日まで |
| 十七番 | 「他門」<br>藤並庄       |  | 二月六日まで    |
- 右守結番次第、無懈怠、可被勤仕之状、如件、
- 正応二年十二月 日
- (は合意)

(15) 前掲拙稿「第二次封建関係の形成過程」四二頁以下を参照されたい。この相論が御家人役賦課方式の転換に伴って起きたことは明らかで、建長帳の「大友豊前々司能直跡」という賦課方式が開幕当初からの継承ではなく、十三世紀中期以降のものであることは確認されよう。しかしその転換が何時なされたかは必ずしも明確ではなく、詫磨氏まで含めた「能直跡」の賦課は、蒙古襲来に伴う大友惣領の鎮西下向による可能性も否定できない。

『小早川文書』文永三年四月九日「関東下知状」(大日本史料)。これは小早川竹王丸と美作前司茂平法師(法名本佛)の相論に関する裁許状であるが、そこには次の一条がある。

一、関東御公事支配事

右、両方雖申子細、所詮、付遠平之跡被仰下之時者、随分限、本佛可支配其跡敷、各別被宛催之時者、本佛不可相交矣

即ち、大友と詫磨の場合と同様に、竹王丸と本佛の一族相論の原因の一つも、幕府御家人役賦課方式の変換にあったとみられる。しかしこの文によると、幕府の公事賦課方式には、各別催促と「一跡」式賦課との二つの方式が場合々々によって併存していた可能性もあることになる。

(16) この「父祖跡」型の公事賦課方式は、今のところ前註(12)の寛元二年の幕府法に起源を求められ、建長頃にはその方式による御家人名簿が政所にも備えられるようになっていると推察されるが、そのまま完全に固定されたのではなく、大きな事件などがあれば改編しなければならなかったであろう。寛元の追加法には「雖非其跡、被充行勲功之所領已下、別御恩地者、相加可被勤仕之由、所被仰下也」と定めているが、現実にはかなり困難なことであったと思われる。例えば宝治元年(一一四七)の三浦の乱では、「被聽幕府番帳之類二百六十余人」が自殺しており、それを承元二年の注文「梶原景時跡 在注文」のように処理することは、却って煩わしかったであろう。勲功などによって所領の宛行があると、その都度番帳に書き込まれ、修正されたのではなからうか。その方が却って簡単であったようにも思われる。前註(13)にみたような修正も、そのような微調整の結果かも知

知れない。

(17) 戸田芳実編『泉州久米田寺文書』(岸和田市史料第一輯)

(18) 幕府の公事勤仕の制度としての惣領制は、武士の同族結合という社会的慣習を前提として生まれたことは確かであるが、まず第一には幕府の御家人役徴収の便宜のために作られたものである。そしてその惣領制は、世代的の進行とともに弱まり崩れようとする同族結合の解体を阻止する政治的役割を果たすが、幕府が存続する限りはそれ自体解体するわけではなく、むしろ惣領職の方向に強化されようとする。なお、惣領制に関する筆者の見解を開陳する余裕はここにはないが、「第二次封建関係の形成過程―豊後国における大友氏の主従制を中心として―」(『初期封建制の研究』吉川弘文館・一九六四年)を参照されたい。

(19) 建長帳には、中御門三位(阿野実直)や阿野中將(隆兼)のように、一時的に將軍頼嗣に近侍した堂上家もあり、親王將軍時代の建治帳にみえないのは当然であろう。

(20) 『次城原史 中世編』第二章第四節

(21) ここでも人物比定には困難な問題は少なくないが、一般的にいつて、「鎌倉中」には人名まで推定できる者が多いのに、「諸国」御家人の場合には、『吾妻鏡』などにも現れることが少なく、名字の地と姓による系譜推察にとどまることが多い。なお、「鎌倉中」に記載された「千葉介」と「可寄合」と定められた「同次郎跡」の人物比定はかなり難しいが、「千葉介」とあって「跡」ではないことを重視すれば、この建治元年の八月に卒したとされる千葉介頼胤が妥当であろうし、「次郎」は「神代本千葉系図」でその叔父とされている泰胤とみておきたい。泰胤は寛元二年(建長二年)の『吾妻鏡』にみえ、頼嗣將軍の出御の随兵や犬追物の射手を勤め、近習番にも定められていて、他の「鎌倉中」の人物と比較して遜色がない。この千葉介と次郎を、千葉介常胤(または胤正)と相馬次郎師常とすることは、この帳面に記載された他の千葉一族との関係からみて、困難であろう。なお「建治帳」で見ると足利氏は、北条氏の間に記載された唯一の外様

御家人であり、その惣領「足利左馬頭入道跡」が納める造営料は二〇〇貫という最大量であること、千葉氏と比較すると独立した御家人として幕府に把握されている一族は「畠山上野入道跡」「桃井三郎跡」程度で少なく、その意味で一族に及ぼした惣領の統制力が強かったであろうこと、等々の特長が認められる。

表の「在京」の備考欄において「在京人」としたものは、五味文彦氏「在京人とその位置」(史学雑誌八三―八、一九七四年)の「在京人表」に登録されている人々である。この造営注文は、在京人の研究、ひいては室町幕府の御家人研究にも大きな意味をもつことになるであろう。

〔追記〕 本稿成稿後、『石巻の歴史 第六巻 特別史編』(大石直正氏編集)が刊行され、葛西一族に新しい照明があてられた。建治の御家人交名にも幾人かの葛西一族がみえるので、比定人物を再検討する必要がある今はその余裕がなかったことをお断りしておく。

海老名 尚(学習院大学文学部 国立歴史民俗博物館)

大学院受託学生(一九九一年度)

福田 豊彦(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

一、造六条八幡新宮用途支配事 建治元年五月日  
鎌倉中 一三三名(一一一口)、四五七七貫文

人 名	貫 文	比 定 者	建 長 帳	備 考 (日付は主に吾妻鏡)
相模守	五〇〇	北条時宗	□相模守	時宗 文永二任相模守
武蔵前司入道跡 并		北条経時カ		経時 寛元一任武蔵守 寛元四卒
最明寺跡 寄合		北条時頼		時頼 弘長三卒
武蔵守 所相渡	三〇〇	北条義政		貫数の百の下は見えず、文永十任
陸奥入道跡 并		北条重時(時茂カ)	△陸奥守(重時)	重時 弘長一・十一卒、時茂 文永七・一卒
武蔵入道跡	三〇〇	(北条長時カ)	□陸奥左近大夫将監	長時 文永一・一出家 文永一・八・二十卒
修理権大夫跡 可除	三〇〇	北条時房	○	時房 仁治一・一・二十四卒
越後入道分		北条時盛		(時盛 建治三・五・二卒)
左京権大夫跡	二〇〇	(北条政村カ)	□前右馬権頭	政村 文永十・五・二十七卒
遠江入道跡	二〇〇	名越朝時	○	朝時 寛元三・四・六卒
備前々司跡 可寄合	二〇〇	(北条時長)	(備後(前カ)前司)	時長 建長四・八・二十六卒
足利左馬頭入道跡	六〇	足利義氏	△足利左馬頭入道	義氏 建長四・十一・二十一卒
駿河入道跡	八〇	北条有時	△駿河入道	有時 嘉禎 寛元 駿河守
越後守	一八〇	北条実時		建治二・十・二十三卒、建長七任越後守
長井左衛門大夫入道跡	一五〇	(長井時広カ泰秀カ)	(甲斐前司(泰秀)カ)	時広 承久頃、泰秀 建長五卒
城入道跡	一〇〇	安達義景	□秋田城介	安達義景 建長五・六・三卒(嫡子泰盛)
隠岐入道跡	一〇〇	二階堂行村カ	○	行村 曆仁一・二・十六卒、又は佐々木義清
信濃前司跡	七〇	二階堂行盛カ	□信濃民部入道	行盛 建長五・十一・九卒、又は佐々木泰清
近江入道跡	一〇〇	佐々木信綱	○	信綱 嘉禎二出家、仁治二通世、仁治三卒
中条出羽前司跡	一〇〇	小野中条家長	○	家長 嘉禎二・八・二十五卒
千葉介	一〇〇	(千葉頼胤カ)	(千葉介跡)	千葉頼胤カ宗胤カ
同次郎跡 可寄合	七〇	(千葉泰胤カ)	○	千葉泰胤カ胤宗カ
佐原遠江前司跡	一二〇	佐原(三浦)盛連	○	盛連 嘉禎 宝治 遠江守
小山下野入道跡		(小山朝政カ)	○下野入道跡	(朝政 曆仁一・三・三十卒)

宇都宮入道跡	可除
下野前司分	
武田入道跡	一〇〇
小笠原入道跡	一〇〇
上野入道跡	八〇
淡路前司跡	五〇
葛西伯耆前司跡	七〇
嶋津豊後前司跡	四〇
大宰少貳入道跡	六〇
伊東大和前司跡	六〇
矢野和泉前司跡	七〇
畠山上野入道跡	二五
少輔入道跡	一五
那波刑部少輔跡	三〇
毛利右近入道跡	二〇
駿川次郎跡	二五
加	
左衛門佐局	
撰津入道跡	四〇
加賀入道跡	三五
上総前司跡	二五
伊東薩摩前司跡	三五
伊賀式部入道跡	二五
同 隼(人脱力)入道跡	七
同 判官四郎跡	一〇
葛西伊豆前司	四〇
同 沓岐七郎左衛門入道跡	二五
同 河内前司跡	六
同 三郎太郎跡	二〇

三〇	(宇都宮頼綱カ泰綱カ)
一〇〇	(宇都宮景綱カ)
一〇〇	武田(伊沢)信光
一〇〇	(小笠原長清カ)
八〇	結城親光
五〇	長沼宗政
七〇	葛西清親カ清時カ
四〇	島津忠久
六〇	藤原為佐
六〇	伊東祐時
七〇	天野政景
二五	畠山泰國
一五	(大江親広カ佐房カ)
三〇	那波(大江)政茂
二〇	(毛利季光カ親光カ経光カ)
二五	(駿河経親カ)
四〇	中原師員
三五	(三善町田康俊カ康持カ)
二五	(大曾根長泰カ)
三五	安積(伊東)祐長
二五	伊賀光宗
七	(伊賀光重カ)
一〇	(伊賀朝行カ)
四〇	葛西朝清
二五	葛西時重
六	葛西重村
二〇	

△宇都宮入道	
□武田伊豆入道跡	
○	
△上野入道	
□長沼淡路前司跡	
○	
(葛西沓岐入道跡)(清重)	
△大宰少貳(為佐)	
○	
△伊東大和前司	
○	
□畠山上野前司	
□撰津前司、宇佐美也	
△安積薩摩前司	
△伊賀式部入道	
○	

頼綱||承久三||蓮生、泰綱||弘長一卒  
 泰綱||弘長一・十一・一卒・景綱||永仁六卒  
 信光||宝治二卒  
 長清||仁治三卒  
 親光||建長六・二・二十四卒  
 宗政||仁治一・十一・十九卒  
 清親||宝治一葛西伯耆前司、清重||清親||清時  
 忠久||安貞一・六・十八卒  
 為佐||弘長三・八・十四卒  
 祐時||建長四・六・十七卒  
 天野ならん、延応頃仁和泉前司  
 泰國||寛元||弘長||上野前司  
 親広||承久三頃、佐房||承久||弘長  
 政茂||弘長三・九・三卒  
 親光||左近藏人、季光||左近將監  
 康元||正嘉||駿河藏人次郎経親||  
 康元一・八・二十三||右衛門佐局||  
 師員||建長三・六・二十二卒  
 康俊||曆仁||出家、子康持他該当者多し  
 弘長一・七・二十九||上総前司||  
 建長六・一・一||薩摩前司祐長||  
 光宗||正嘉一・一・二十五卒  
 前隼人正光重||弘長一・四・二十六卒  
 寛元頃||朝行、弘長頃||景家  
 (系図) 清重子朝清||伊豆前司定蓮  
 建長二・五・二十八||沓岐七郎左衛門尉時重||  
 千葉上総系図葛西流、以上三名ともに清重の子  
 (嫡流の清親、清経は三郎を称す、その子か)

伊達入道跡	二五	伊達朝宗	○	建久二・一・二十三「伊達常陸朝宗入道念西」
伊佐大進跡	一〇	(伊佐為宗)		文治五・八・八「伊達常陸入道念西子息」
同 次郎跡	七	(粟野二郎義広カ)		〔系図〕念西子粟野二郎「康元一卒
相馬五郎跡	三〇	(相馬義胤カ)		寛元〳弘長「胤村、元久〳安貞「義胤
同 六郎跡	六	(相馬常家カ)		千葉大系図「六郎常家」矢木の祖
千葉七郎跡	一〇	(遠山方七郎師胤カ)		師胤「胤正子」神崎の祖、行胤カ
同 八郎跡	六	(白井八郎カ)		胤正子「白井鑄木の祖」宝治合戦
武石入道跡	二五	武石胤盛カ(その子孫)	△武石入道	胤盛「常胤子」建保三卒
大須賀四郎跡	一五	大須賀胤信	○	胤信「常胤子
国分五郎跡	八	国分胤通	○	胤通「常胤子
東兵衛入道跡	二五	東重胤	○	重胤「胤頼子
木内下総前司跡	二二	木内胤朝	○	胤朝「胤頼子」木内の祖「承久の乱で活躍
□(風カ)早入道 可寄合	一五	風早胤泰	○	胤泰「胤頼子」風早の祖
平右衛門入道跡	三〇	小野寺秀道(通)	○	建長帳「平左衛門尉」イ右衛門尉
小野寺左衛門入道跡	八	(武藤景頼カ)	○	承久三・六・十八
同 中務丞跡	一〇	(宇佐美祐政カ)	○	武藤少卿景頼ナラン・「吾」〳文永三
武藤少輔(卿カ)入道跡	二〇	宇都宮塩谷朝親	□	「吾」建保一〳貞永一
宇佐美左衛門尉跡	三〇	(?) 親光	□	建長二・十・十四卒
周防入道跡	七	(?) 為親	○	親光「建長」康元「安芸前司
安芸前司跡 可寄合	二〇	松葉助宗(入道行円)	□	為親「仁治」宝治「白河判官代
白河判官代入道跡	七	(中仲業カ元業カ)	○	建長二・三・一「平賀兵衛尉」
平賀右衛門尉 加	六	足立八郎元晴	□	建長「正嘉」松葉次郎入道行円「
松葉入道跡	七	(?) 道成(成猷)	△	仲業「承元・建曆、元業」寛元二
綱嶋左衛門入道跡	一〇		△	建保六「承久一」足立八郎左衛門尉元晴「
中民部入道跡	一〇		△	建保一・一・三「足立九郎」
足立八郎左衛門尉跡	一五		△	建長二「康元一」入道成猷
同 九郎左衛門跡				
刑部大輔入道跡				

狩野馬入道跡	二二	(狩野介宗茂カ)	○	元暦ノ嘉禄二「狩野入道宗茂」
塩屋兵衛入道跡	二五	(宇都宮塩谷朝業カ)	○	建久ノ承久一「塩谷兵衛尉朝業」
鎌田入道跡	三〇		○	
内藤肥後前司跡	二〇	内藤盛時	○	寛元ノ建長五・八・十五「内藤肥後前司」
内藤豊後前司跡	一〇	内藤盛義	○	寛元四・八・十五「内藤豊後前司」
加藤左衛門尉跡	一五	(加藤景長カ)	△	景長ノ建保一ノ六
大見平次跡	一〇	大見家秀	△	治承ノ貞応二「大見平次家秀」
越中七郎左衛門跡	七	(?) 政員	○	寛元四・三・十三「越中七郎左衛門次郎」
隼人入道跡	八	三善泰清	○	承久三・五・二十三「善隼人入道善清(泰清)」
善右衛門尉跡	一五	(三善泰盛カ)	○	三善泰盛カ泰長カ、他ニモ該当者アリ
長右衛門入道跡	一〇		○	嘉禎二・八、暦仁一・二・十七「長太右衛門尉」
長兵衛入道跡	七	長谷部信綱カ	○	建保六・十・二十七卒
近江太郎左衛門入道跡	五	佐々木(大原)重綱	○	寛元一「太郎左衛門尉重綱」ノ大原祖
弥次郎左衛門入道跡	五	(?) 親盛	○	嘉禎ノ正嘉「弥次郎左衛門尉親盛」
狩野六郎左衛門入道跡	五		○	
進三郎入道跡	五	(?) 宗長カ	○	弘長三・八・十五「進三郎左衛門尉宗行」
小泉左衛門尉跡	七	小泉頼行カ	○	弘長一・八「小泉四郎左衛門尉頼行」
二木四郎跡	五			
牧七郎左衛門尉跡	六			
弥次郎左近入道跡	五	平盛綱		盛綱ノ宝治一・六「平左衛門入道盛阿」
平左衛門入道跡	八	諏訪盛重		盛重ノ弘長一・六「諏方兵衛入道蓮仏」
諏訪兵衛入道跡	六			「太田亮」分脈利仁流齋藤の族カ
都筑民部大夫跡	五	(?) 朝賢カ	○	朝賢ノ建保一、朝親ノ承元二ノ承久一
美作藏人入道跡	七	(深栖仲重カ)	○	「分脈」清和源氏深栖仲重ノ波多野
深栖紀伊前司跡	五	都筑経景	○	暦仁一・二・十七、小野横山党
都筑右衛門尉跡	四	伊賀光宗カ	○	光宗カ、弘長三・八・九「光房」
伊賀次郎左衛門尉跡	五	光房カ	○	建長二・三・一ノ正嘉二一・一
藤肥前々司跡	五		△	藤肥前々司



人	名	貫	文	比	定	者	建	長	帳	備	考
小早川美作入道跡 遠山大藏権少輔跡 備中刑部権少輔跡 波多野出雲前司跡 内藤伊勢前司跡 頓宮兵衛入道跡 古□(岐カ)左衛門尉跡 海老名藤左衛門尉			一五 一五 一〇 一〇 八 六 六 一〇	小早川茂平 遠山景朝 波多野義重 (内藤盛親)			△小早川美作前司入道			文永三関東下知状、美作前司茂平 建長六・一・一「大藏権少輔景朝」 宝治、建長四「波多野出雲前司義重」 〔内藤系図〕北家、内藤盛親(盛家子) 〔内藤系図〕同、頓宮入道盛政(盛家子)	
小河右衛門尉跡 紀伊刑部入道跡 近藤七跡 図書左衛門尉跡 菅左衛門入道跡 目黒左近入道跡 小野澤左近大夫入道跡 □左衛門尉跡 近藤中務丞跡 近藤武者跡 得法入道跡 内藤権頭跡 下山兵庫助跡 平右兵衛入道跡 都筑左衛門入道			三 五 三 五 五 五 三 三 五 五 五 三 七 六	近藤七国平カ 親家カ 小野沢仲実 内藤親家			○ ○ ○ ○ (近藤太郎左衛門) (内藤左衛門尉跡)			嘉禄二、寛元二「小河右衛門尉」 建長二・三・一「紀伊刑部入道」 国平、治承四、正治一、親家、文治一 嘉禎二・七・二十四「図書左衛門尉」 弘長、文永二 得江カ、暦仁一・二・十七「得江藏人」他 康元、〔内藏権頭〕、文応、〔木工権頭〕 小野横山党、経景との関係不明	
一、在京											
二八名、一七九貫文											

人	名	貫	文	比	定	者	建	長	帳	備	考
大田次郎左衛門尉跡	野勢大進跡		一〇	(太田カ)						五味文彦氏「在京人」〓「太田左衛門尉」撰津国野瀬郷、「吾」建久六「頼綱」	
水谷伊賀前司跡	若狭兵衛入道跡		七	(野瀬頼綱カ)						「在京人」〓水谷刑部丞〓広元猶子	
書博公(士力)跡	源筑後前司跡		六	(水谷重清カ)						承久三・六・十八「若狭兵衛入道」	
久美左衛門尉跡	侯野中務丞跡		八	若狭忠季						師俊〓年代記〓建曆一「書博士」	
源左衛門尉跡	源次郎左衛門入道		五	(中原師俊カ)							
日向前司跡	酒匂(勾カ)中務入道跡		三	(源頼時カ)						「在京人」〓侯野アリ	
遠藤右衛門尉跡	波多野弥藤二左衛門尉跡		六	宇佐美祐泰カ						参考〓曆仁一・二・二十三	
□(祐カ祐カ)枝左衛門尉跡	佐々木帯刀左衛門入道跡		七							弘長三・三・十五「日向前司祐泰」	
大野右近入道跡	神澤左衛門尉跡		四	波多野盛高						参考〓曆仁一・二・十七、建長六・六・十六	
牧野五郎左衛門尉跡	隅田五郎兵衛入道		三	佐々木(佐保)時綱						寛元四〓建長二、正和〓元弘「在京人」	
治部権少輔跡	内海左近大夫跡		五	(?)經章カ						佐保時綱〓帶刀長左衛門〓信綱弟	
山田左近大夫入道			三							承久二・九・二十五「大野右近入道」	
										「番場蓮華寺過去帳」に隅田姓多し	
										寛元三〓建長三・一・十一	
										知多郡内海、土岐氏流カ	

一、尾張国

五名、二三貫文

人	名	貫	文	比	定	者	建	長	帳	備	考
野部介 山名庄地頭等 赤佐左衛門跡 井伊介跡 平□(岡カ) 太郎跡 左野中務丞跡 貫名左衛門入道跡 西郷入道跡 内田庄司跡			一〇 六				(山名人々)			磐田郡野辺、〔分脈〕南家工藤流 山名郡山名庄、栗倉明神神主家 鹿玉郡赤狭郷 参考  建久六・三・十、寛元三・一・九、渭伊郷 佐野郡 長下郡貫名郷、〔井伊系図〕 佐野郡西郷庄 城飼郡内田庄	
中条馬助入道跡 下条左衛門大夫入道跡 足助佐渡前司 和田右衛門尉跡 西部(郡カ)中務入道跡 和田四郎左衛門跡			一〇 八 六 七 六 三				△中条右馬助入道 (足助重方カ) (佐渡前司、足助太郎) ○			(室町幕府奉公衆中条ノ祖カ) 賀茂郡足助庄、清和源氏浦野族 参考  曆仁一・二・十七 宝飯郡西郡庄、延応一中務丞 建保一  和田義直アリ	
佐久間二郎兵衛入道 平尾出雲前司跡			三 三							御器所村に住し三浦一族と称す	

遠江国

一〇名、四八貫文

参河国

六名、四〇貫文

東西谷五郎跡		三			
--------	--	---	--	--	--

駿河国 九名、三七貫文

人 名	貫 文	比 定 者	建 長 帳	備 考
矢部七郎左衛門入道跡 同 八郎左衛門入道 吉河左衛門入道跡 加嶋左衛門尉跡 矢部六郎左衛門尉跡 松野左衛門入道跡 岡部左衛門尉跡 奥津左衛門入道跡 船越右衛門尉跡	五 五 五 五 三 四 四 三 三 三		<p>□吉河左衛門跡</p> <p>(岡部兵衛尉跡)</p> <p>(船越右馬允跡)</p>	<p>有度郡矢部、南家工藤流 同右 有度郡吉香(吉川)、南家工藤流 富士郡加島 富士郡矢部 富士郡松野 益頭郡岡部、南家工藤流 廬原郡興津、南家工藤流 有度郡船越、南家工藤流</p>

伊豆国 七名、二六貫文

人 名	貫 文	比 定 者	建 長 帳	備 考
土肥李助跡 三戸尼跡 狩野弥三郎入道跡 南条七郎左衛門入道跡 江間平内兵衛入道跡 田代豊前々司跡 平井三郎入道跡	五 五 三 三 四 三 三	(南条時員カ)	<p>○</p> <p>□豊前々司</p>	<p>田方郡土肥郷 田方郡三戸庄・三津庄、伝源仲綱裔 田方郡狩野庄、南家伊東流 曆仁一七郎左衛門尉、田方郡南条 田方郡江馬庄 田方郡田代、南家狩野流カ、信綱カ 〔参考〕養和一・一・六「平井紀六逐電」</p>

甲斐国

一九名、八九貫文

人	名	貫文	比定者	建長帳	備考
南部三郎入道跡		六	(南部光行)		南巨摩郡南部、文治ノ曆仁、武田流
秋山太郎跡		四	(秋山光朝カ)		治承四・十・十九、巨摩郡秋山、遠光子
阿仏利入道跡		七			武田流に甘利、浅利あり
逸見入道跡		五			巨摩郡逸見郷、源氏武田流
奈古藏人跡		三	(奈胡義行ノ八条院藏人)		参考ノ建久六・五奈胡義行、巨摩郡奈胡
加々見美濃入道跡		四			巨摩郡加賀美庄、源氏武田流
板垣入道跡		三			山梨郡板垣、源氏武田流
河内太郎、同次郎跡		五			正嘉二・一・一「河内太郎」、八代郡、武田流
平井次郎跡		三	(平井隆頼カ)		山梨郡平井、源氏武田流、隆頼カ
曾祢入道跡		五			清和源氏武田流
尼遠江局跡		三			中巨摩郡鮎沢、清和源氏小宮山流
鮎沢六郎跡		八			西山梨郡飯田、源氏武田流
飯田五郎跡		五			
上藤中務丞跡		五			工藤庄司ノ景隆ノ景光
工藤右衛門尉跡		五			参考ノ承久三・六・十三「室伏六郎保信」
室伏六郎次跡		七			治承四ノ建久四「市河別当行房」
市河別当入道跡		六	市河行房カ		西八代郡市川・市河屋敷、平氏城氏
同 庄司跡					

相模国

三三名、一八四貫文

人	名	貫文	比定者	建長帳	備考
長江四郎入道跡		六	長江明義		寛元三・八・十六「長江四郎入道(明義)」
同 八郎入道跡		七	長江師景		寛元二・八・十六「長江八郎入道」

李助跡 可寄合					
中村入道跡	四	(長江景光)			
土肥左衛門入道	六				
大多和次郎跡	五	大多和義成カ	○		三浦郡長江、桓武平氏鎌倉流
高井兵衛三郎入道	五	高井時茂カ			足柄上郡中村、良文流平氏
征谷入道跡	二〇	征谷カ (渋谷重国カ)			足柄下郡土肥、良文流平氏
同 左衛門尉跡	五	渋谷カ			元暦一・八・八「大多和次郎義成」
梶原上野入道跡	五	(梶原景俊カ景綱カ景信)	□ 渋谷三郎入道		桓武平氏三浦和田流カ
山内首藤刑部大夫跡	二〇	(山内通時カ)	□ 渋谷左衛門跡		「渋谷」カ、高座郡渋谷庄、秩父流
同 六郎入道	五				渋谷 〓 桓武平氏秩父流
香河人々	五				梶原 〓 桓武平氏鎌倉流
二宮左衛門尉跡	六				秀郷流山内首藤
本間馬允跡	五	本間義忠カ	○		香川庄、桓武平氏鎌倉流、香川系凶
波多野少二郎入道跡	五	波多野宣経			余綾郡二宮、平氏三浦流、中村流
大山次郎入道跡	三				文治五 〓 建久六「本間右馬允(義忠)」
河村人々	七				寛元二 〓 文応一「波多野小次郎宣経」
松田左衛門尉跡	五				河村 〓 足柄上郡 〓 波多野流
波多野中務丞跡	五	波多野忠綱	○		松田 〓 足柄上郡 〓 波多野流
小早河二郎左衛門尉跡	五				建保四・七・二十九「波多野中務丞忠綱」
同 三郎左衛門尉跡	三				
飯田入道跡	三				
曾賀入道跡	五		○		曾我カ、南家伊東流
海老名太郎入道跡	三				海老名 〓 小野横山党
□ □ (原宗カ) 三郎入道跡	四	(原宗宗房)	○ 原宗三郎跡		治承四 〓 正治二「原宗三郎宗房」
治田小太郎跡	五				
池上左衛門尉跡	五				
荻窪入道跡	三				
酒匂(勾カ) 刑部入道跡	五		△ 池上左衛門尉		足柄郡酒匂庄

人	名	貫文	比定者	建長帳	備考
川越次郎跡	同 三郎	二〇	河越重時	○	元久二「安貞二」河越次郎重時
江戸入道跡	同 三郎	一〇	河越重員カ	○	元久二「寛喜三」河越三郎重員
石戸入道跡	同 三郎	二〇		○	平氏秩父流江戸
押垂斎藤左衛門尉跡	同 三郎	八		○	参考「寛元三・八・十六、北足立郡石戸比企郡押垂、利仁流斎藤平氏秩父流豊島
豊嶋右衛門尉跡	同 兵衛尉跡	一五		○	参考「正嘉二・三・一
同 兵衛尉跡	同 六郎跡	五		○	
須久左衛門尉跡	同 六郎跡	三		○	
大河戸四郎跡	同 六郎跡	六	(清久カ)	○	清久「秀郷流大河戸養和一」建久二「大河戸四郎(行平)」
廣澤左衛門尉跡	同 六郎跡	一〇	大河戸(葛浜)行平	○	寛元三・八・十五「広沢左衛門尉定能」
毛呂豊後入道跡	同 六郎跡	二〇	広沢実能力定能力	○	入間郡毛呂「藤原季仲孫」建久六
岩淵山城前司跡	同 六郎跡	五	毛呂季光	○	秀郷流阿曾沼流カ
泉入道	同 六郎跡	五		○	二階堂和泉前司(行方カ)
三田入道跡	同 六郎跡	四		○	荏原郡三田郷
嶋(鳩カ)谷八郎跡	同 六郎跡	三		○	鳩谷「足立郡鳩谷」桓武平氏
大宮五郎跡	同 六郎跡	三		○	
葛貫三郎跡	同 六郎跡	三		○	建保一・五・二「葛貫三郎盛重」
新開荒次郎跡	同 六郎跡	四		○	建久四・五・二十九「荒次郎実重」
大井人々	同 六郎跡	八	新開実重	○	大井紀氏系図「荏原郡、大井保保司

武蔵国

八四名、五八四貫文

佐々宇中務丞跡  
古□(席カ席カ)小太郎跡  
寺田繩弥源二入道跡

五 五 四

品河人々  
 平子馬允跡  
 □ (片カ平カ) 山人々  
 若児玉次郎跡  
 大串野五跡  
 長井斎藤五郎左衛門尉跡  
 塩谷民部大夫跡  
 浅羽小大夫跡  
 阿佐美右衛門尉跡  
 蛭河刑部丞跡  
 庄太郎・同次郎跡  
 越生人々  
 小代人々  
 □ (弦カ清カ) 久平太入道跡  
 秩父武者次郎跡  
 藤田右衛門尉跡  
 岡部平六兵衛尉跡  
 内嶋三郎跡  
 張尻三郎  
 仙波人々  
 金子十郎跡  
 同 餘一跡  
 阿保刑部丞跡  
 加治人々  
 古部 (郡カ) 右近將監跡  
 中村新馬允跡  
 中村八郎馬允跡  
 青木左衛門入道跡

七  
七  
七  
五  
六  
五  
七  
七  
八  
七  
七  
七  
八  
一〇  
五  
六  
七  
七  
七  
六  
一〇  
七  
八  
五  
四  
一〇  
一〇  
七  
七  
八  
五  
六  
七  
七

平子有長カ  
 (平子左衛門尉)  
 △若児玉次郎  
 長井斎藤宗貞カ  
 塩谷家経  
 (阿佐美実高カ)  
 (蛭川高家カ)  
 (庄太郎家長カ・弘定カ)  
 (秩父武者二郎行綱カ)  
 金子家忠カ  
 金子近則カ  
 阿保実光  
 (古部時貞カ)  
 (中村時経の子カ)

○ (品川三郎入道跡)  
 ○ (平子左衛門尉)  
 ○ 塩屋民部大夫跡  
 (浅羽人々)  
 ○ 藤田兵衛尉跡  
 ○ 岡部兵衛尉  
 ○ 古部 (イ郡) 右近跡  
 ○ 中村馬允跡  
 ○ 中村八郎馬入道跡

大井紀氏系図 清実流  
 文治一・四・十五「馬允有長」、小野横山党  
 片山 児玉党、平山 西党、横山党  
 埼玉郡若児玉、秀郷流足利氏族  
 横見郡大串、小野横山党  
 正嘉二・一・一「斎藤五郎左衛門尉」  
 承久三・六・十八「民部大夫家経」、児玉党  
 入間郡朝羽庄、児玉党  
 児玉党 右衛門尉実高領 児玉庄  
 児玉郡蛭川庄、児玉党  
 元暦一 建久六「庄太郎家長」、児玉党  
 入間郡越生、児玉党  
 入間郡小代、児玉党  
 (埼玉郡清久 秀郷流小山系)  
 児玉党カ 行弘の子行綱、元暦一・二  
 藤田 猪俣党  
 建久二 承元二 平六、猪俣党  
 承久三・五・二十二、三・六・十八、猪俣党  
 幡羅郡三ヶ尻 瓶尻、文和三「三郎女」  
 村山党  
 文治一・二 建久六十郎家忠、村山党  
 文治一・二・十九余一近則 (近範)  
 承久三・六・十八、児玉郡阿保、丹党  
 高麗郡加治庄、丹党  
 丹党古郡氏カ 中村時経子古部時貞  
 文治一 建久一「前右馬允時経」、丹党  
 七党系図 丹党中村氏 秩父中村郷  
 青木 丹党



瀧瀬右衛門入道  
 勅旨河原俊四郎跡  
 保古右馬入道跡  
 忍入道跡  
 箕田入道跡  
 津戸入道跡  
 弘田人々  
 栢間左衛門入道跡  
 多加谷六平二跡  
 児(鬼カ)□(窪)太郎入道跡  
 渋江人々  
 久下權守跡  
 熊谷三郎入道跡  
 西條人々  
 中澤三郎跡  
 同 後家跡  
 成田入道跡  
 別符左衛門尉跡  
 別符刑部丞跡  
 小河太郎入道跡  
 立河馬入道跡  
 西権三郎跡  
 平井太郎跡  
 田村馬允跡  
 河田八郎跡  
 稻毛五郎跡  
 高□(兼カ麗カ)左衛門尉跡  
 志村人々

五 四 三 三 三 五 六 七 八 六 五 三 三 三 一〇 六 七 八 六 五 三 三 三 五

(勅旨河原弥四郎直兼)  
 (多賀谷光基カ)  
 久下直光カ  
 (別府行助カ)  
 (別府義行カ)  
 (小河宗弘カ)  
 (立河恒成カ)  
 (田村盛忠カ)  
 (稻毛(小山田)行重カ)

□勅旨河原復四郎跡  
 ○  
 (広田馬允)  
 △栢間左衛門入道  
 (小窪太郎跡カ)  
 ○  
 △別府左衛門

滝瀬||丹党  
 七党系図丹党||勅旨河原弥四郎直兼カ  
 埼玉郡忍庄  
 建長帳三田入道とは別人カ  
 多摩郡津戸  
 仁治二・十二・二十四「栢間左衛門尉」、野与党  
 多賀谷||野与党||平二光基カ  
 小窪||入間郡、鬼窪||野与党||埼玉郡  
 埼玉郡渋江、野与党  
 寿永一〜建久三權守直光、私市党  
 参考||熊谷平三直宗||承元二・五・二十九  
 那珂郡中沢、小野横山党  
 幡羅郡成田、「成田系図」、横山党  
 幡羅郡別府、「成田系図」、横山党  
 同右  
 多摩郡小川||日奉姓西党  
 多摩郡立川||日奉姓西党  
 多摩郡、日奉姓西党||七党系図  
 多摩郡平山||西党、又は横山党、又は丹党  
 多摩郡田村||日奉姓西党田村  
 榛沢郡河田カ、入間郡河田カ  
 元暦一・二・五〜建久六、橘郡稻毛カ  
 高麗||高麗郡||丹治姓丹党  
 豊島郡志村||有道姓児玉党

人	名	貫	文	比	定	者	建	長	帳	備	考
山田太郎跡 恩田太郎跡 須賀入道跡 真下右衛門尉跡 須久留兵衛尉跡 久未(米カ)七郎跡 土淵矢三入道跡 小田弥二郎跡			三五六五							丹党山田カ  秩父郡山田カ 埼玉郡須賀 児玉郡真下、児玉党 参考  承久三・六・十八「須久留兵衛次郎」 入間郡久米庄、村山・横山・児玉党 多摩郡土淵庄	
安房国	安東太郎跡 東条悪三郎跡 安西大夫跡 丸五郎跡 多々良七郎跡 山下太郎		三五四四				□安藤太郎跡 ○			平群系図ノ良文―忠通流 東条御厨 安房郡安西 治承四・九  信俊、曆仁一・二・十九、丸御厨 多々良庄	
上総国	角田入道跡 秋元次郎跡 印東入道跡 天羽入道跡		一五七五				△角田入道 (秋元左衛門入道) □山(印)東太郎入道跡			角田  「神代本」上総系 参考  印東太郎  安貞一  宝治一上総系 天羽郡天羽庄、天羽  上総系	
		一二名、五八貫文									
		六名、二四貫文									

長南入道跡 馬野五郎跡 海北次郎跡 松馬三郎跡 奥沢兵衛入道跡 □(榎カ) 澤太郎跡 管(菅カ) 生四郎太郎跡 横田悪四郎入道跡	三 三 三 三 三 三 三	海上カ	長柄南部、長南Ⅱ上総系 下総海上郡馬野カ、白井系に間野アリ 海上系カ 「神代本」匝瑳系に松崎アリ 望陀郡菅生庄カ
---	---------------------------------	-----	--

下総国

五名、三八貫文

白井四郎入道跡 飯昌入道跡 椎名入道跡 豊田人々 幸嶋四郎跡	八 七 八 一〇 五	(飯富カ飯高カ) 幸嶋(下河辺)行時	白井Ⅱ常兼Ⅰ常康流 飯富Ⅱ上総、飯高Ⅱ下総Ⅱ匝瑳系 千葉郡椎名、又は海上郡椎名 豊田Ⅱ常陸大掾系 建保二〇承久三・六・十八、秀郷流下河辺
--	------------------------	-----------------------	--

常陸国

二名、一二貫文

□(益カ) 戸左衛門跡 下河邊右衛門尉	七 五	下河辺行光カ	△益戸左衛門尉 □下河辺左衛門尉跡	東茨城郡益戸、秀郷流下河辺系 嘉禄二〇仁治二・九・二十二
------------------------	--------	--------	----------------------	---------------------------------

美濃国

一名、六貫文

人	名	貫	文	比	定	者	建	長	帳	備	考
	伊志良左衛門跡		六				○			常陸国誌ノ八田流ニ美濃国伊志良	

信濃国

三三名、一七一貫文

人	名	貫	文	比	定	者	建	長	帳	備	考
若槻下総前司			五	(頼隆子頼胤カ)						ノ分脈ノ清和源氏義家流ニ頼胤下総	
同 伊豆前司跡			五	若槻頼定						正嘉一・一・十三卒	
大井太郎跡			二〇	大井光長			△大井太郎			承久三ノ建長二・三・一	
高梨判官代跡			五	(高梨盛高カ頼高カ)						高井郡高梨、清和源氏井上流	
波多判官代跡			四							安曇郡仁科庄	
仁科三郎跡			七							文治四ノ建久六・五・二十	
和田肥前入道跡			七							文治一ノ建久六・三・十「源右馬助経業」	
村上判官代入道跡			五	村上基国カ						更級郡出浦郷、清和源氏村上流	
同 馬助跡			五	村上経業カ						埴科郡屋代郷、清和源氏村上流	
出□(浦カ)藏人跡			三	村上成国(高松院藏人)							
屋代藏人跡			五								
東田太郎跡			五								
須田太郎跡			三							高井郡須田、清和源氏井上流	
海野左衛門入道跡			一〇	海野幸氏			△海野左衛門入道			建保四ノ仁治一	
望月四郎左衛門跡			六	望月重隆(或は兄弟カ)			□望月四郎兵衛尉			仁治二・一・二十三「左衛門尉重隆(三郎)」	
同 平四郎跡			五							元久二ノ仁治一・一・六	
藤澤四郎跡			七	藤沢清親			○			小泉郡浦野庄、滋野姓禰津氏流	
浦野三郎跡			六								

人	名	貫	文	比	定	者	建	長	帳	備	考
里見伊賀入道跡 山名伊豆前司跡 小野藏人跡 桃井三郎跡 佐貫右衛門尉跡 大胡太郎跡 高山三郎跡 同 五郎跡 和田五郎跡			七 六 五 五 二〇 二 八 六 七	里見義成(伊賀守) 山名義範 小野時信カ 足利(桃井)頼氏 佐貫成綱カ広綱カ 大胡重俊カ			(山人人々) ○ □佐貫左衛門尉 (高山人々)			文暦一・十一・二十八卒 文治一(建久六)山名伊豆守義範」 承久三・六・八「小野藏人時信」 群馬郡桃井郷、源氏足利氏族 建保一(承久一・一・二十七)「広綱」、秀郷流 建久六・三・十(一跡)、勢多郡大胡 緑野郡高山御厨・高山庄 参考Ⅱ嘉禄一・五・二十三、桓武平氏秩父流	
□(窪カ)寺入道跡 相(桐カ)原中務入道跡 中野四郎左衛門跡 神林馬允跡 春日刑部丞跡 諏訪部入道跡 四宮左衛門跡 奈胡人々 市村右衛門尉跡 河田次郎跡 □(白カ)河次郎跡 井上太郎跡 捧(棒カ)田次跡 塩尻三郎跡			六 三 三 三 三 三 五 五 五 七 五 三 三	春日貞親カ貞幸カ			○ △井上太郎 (白河判官代入道跡)			水内郡窪寺 筑摩郡桐原、清和源氏武田流 筑摩郡神林 文治五・七・十九Ⅱ貞親、建久一Ⅱ貞幸 文永二・十一・二十「諏訪部四郎左衛門入道」 更級郡四宮庄、諏訪神家 清和源氏武田流、甲斐巨摩郡奈胡 水内郡・佐久郡に市村アリ 文治五・九・三「河田次郎」トハ別人ナラン 白河為親カ 高井郡井上、清和源氏頼季流 信濃国捧庄Ⅱ清和源氏平賀流 承久三・六・十八「塩尻弥三郎」	

上野国

一二名、九五貫文

長野刑部丞跡 寺尾入道跡 倉賀野三郎入道跡	五 六 八	倉賀野高俊カ		片山郡寺尾(他に新田庄内寺尾アリ) 建久六・三・一、群馬郡倉賀野、児玉党
-----------------------------	-------	--------	--	---

下野国 七名、八二貫文

人 名	貫 文	比 定 者	建 長 帳	備 考
上野次郎跡 那須人々 佐野太郎跡 氏家五郎跡 阿曾沼民部丞跡 園田淡路入道跡 木村五郎跡	六 一五 一〇 一五 二〇 一〇 六	佐野基綱 氏家公頼カ 阿曾沼広綱 園田俊基 木村信綱	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (那須肥前前司)	参考Ⅱ那須肥前々司資村Ⅱ建長Ⅰ正嘉 養和一Ⅰ承久三・六・十九、秀郷流足利系 建久一Ⅰ六(五郎トモ太郎トモ)、宇都宮流 養和一Ⅰ承久一・三・二十七、秀郷流足利系 寛元二・八「園田淡路前司俊基」、秀郷流足利系 養和一・閏二・二十三、秀郷流足利系

陸奥国 一五名、八二貫文

人 名	貫 文	比 定 者	建 長 帳	備 考
陸奥国 留守 宮城四郎跡 信夫右衛門入道跡 岩崎三郎跡 岩城太郎跡 小平人々 泉田兵衛尉	一〇 一〇 六 五 七 八 〇 一 六	宮城家業(伊沢家景弟)	○ ○	正治二・八・二十一、十・十三「伊沢家景弟」 信夫郡 岩崎郡、桓武平氏岩城流 岩城郡、桓武平氏維茂流 石川郡又は伊具郡、承久三・六「左近将監」 暦仁一・二・十七、岩城郡又は標葉郡泉田

人	名	貫	文	比	定	者	建	長	帳	備	考
掃部藏人跡 昌羽左衛門入道跡 山而兵衛尉跡			五 五 六							山西カ	

若狭国

三名、一六貫文

人	名	貫	文	比	定	者	建	長	帳	備	考
大泉兵衛尉跡 由利中八跡 伊豆十郎權守跡 神足六郎跡 国井人々			六 五 七 五 四			維(惟)平(泰衛郎從)				田川郡大泉庄司、秀郷流 文治五・九・七、建久一・一・二十九 〔中尊寺文書〕正応一〔太郎時員〕 〔太田亮〕山城神足庄出自清原姓 常陸那珂郡国井、清和源氏	

出羽国

五名、二七貫文

人	名	貫	文	比	定	者	建	長	帳	備	考
檜葉太郎跡 標□(葉カ)四郎跡 河原毛太郎跡 新田太郎跡 古河左衛門尉跡 三澤二郎 新開三郎跡			三 三 四 三 三 六 四			(檜葉隆祐カ隆行長子)			(新田入道跡カ)	磐城郡檜葉郷、桓武平氏岩城流 標葉郡、桓武平氏海道流、岩城系凶 岩城郡新田、参考Ⅱ文治五・九・十五 耶麻郡又は志田郡古川カ 参考Ⅱ文治五・八・十三〔沢安藤四郎〕	

越前国

一名、六貫文

人	勘解由左衛門大夫跡	貫文	六	比定者	建長帳	備	考
---	-----------	----	---	-----	-----	---	---

加賀国

六名、二八貫文

人	富安介 中興左衛門跡 戸樫四郎跡 宮永三郎跡 安江三郎跡 津幡弥三郎入道跡	貫文	三 五 五 五 五 五	比定者	建長帳	備	考
						加賀国富安庄	
						富樫カ〔分脈〕利仁流、泉四郎高家〔分脈〕利仁流藤原、三郎家利 石川郡安江、利仁流斎藤 河北郡津幡、文治五井家庄地頭隆家	

能登国

一名、五貫文

人	三室判官代入道跡	貫文	五	比定者	建長帳	備	考
---	----------	----	---	-----	-----	---	---

越中国

一名、一〇貫文

人	大田左衛門入道跡	貫文	一〇	比定者	建長帳	備	考
					越中大田次郎左衛門尉	新川郡大田庄、射水郡大田庄	



越後国

九名、五〇貫文

人	名	貫文	比定者	建長帳	備考
祢智入道跡 吉益太郎跡 高梨藏人跡 木津源内跡 平井七郎入道跡 金津藏人跡 同 三郎跡 村山次郎跡 宇佐美平太跡		六 五 五 六 五 七 五 六 五			〔太田亮〕越後蒲原郡の名族 〔太田亮〕信濃の高梨一族 寛元四・一・六「平井七郎」 承久三・六・八「金津藏人資義」 〔亮〕蒲原郡金津、清和源氏平賀族 治承四・八・二十「実政兄大見平太政光」
			金津資義カ (金津信資カ) 宇佐美政光(実政兄)カ	(撰津前司宇佐美也)	

丹波国

一名、三貫文

人	名	貫文	比定者	建長帳	備考
酒井兵衛次郎跡		三			多紀郡酒井庄

丹後国

五名、一九貫文

人	名	貫文	比定者	建長帳	備考
山田左衛門跡 佐野右京進入道跡 松田左衛門入道跡 鹿野監物跡		五 五 三 三			参考  承久三・六・三「山田左衛門尉」   田数帳  熊野郡佐野庄・佐野郷ほか   田数帳  与佐郡・丹波郡など   田数帳  鹿野庄三十町九反

<p>竹野馬入道跡</p> <p>三</p> <p>田数帳、竹野庄</p>	<p>但馬国</p> <p>二名、一一貫文</p>	<p>人 名</p> <p>八木三郎跡 朝倉八郎跡</p> <p>貫 文</p> <p>六 五</p> <p>比 定 者</p> <p>建 長 帳</p> <p>△八木三郎・四郎</p> <p>備 考</p> <p>船井郡八木庄 養父郡朝倉、〔太田〕越前朝倉祖</p>	<p>伯耆国</p> <p>四名、一八貫文</p>	<p>人 名</p> <p>金持三郎左衛門尉跡 同 兵衛太郎跡 長田右衛門入道 小鴨又二郎</p> <p>貫 文</p> <p>五 五 三 五</p> <p>比 定 者</p> <p>建 長 帳</p> <p>□金持兵衛入道跡</p> <p>備 考</p> <p>宝治一・六「金持次郎左衛門尉」 承久三・六・十八「兵衛尉」日野郡金持邑 久米郡小鴨郷</p>	<p>石見国</p> <p>一名、一五貫文</p>	<p>人 名</p> <p>石見左衛門尉跡</p> <p>貫 文</p> <p>一 五</p> <p>比 定 者</p> <p>建 長 帳</p> <p>〔石見前司〕</p> <p>備 考</p> <p>貞応一・八・十三「石見左衛門尉資能」</p>	<p>美作国</p> <p>六名、三一貫文</p>	<p>相賀三郎跡</p> <p>人 名</p> <p>貫 文</p> <p>五</p> <p>比 定 者</p> <p>建 長 帳</p> <p>備 考</p>
---------------------------------------	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--	---------------------------	--

庄四郎入道跡 撰津藤四郎右衛門尉跡 江見民部入道跡 真嶋庄地頭 建部五郎跡	八 五 五 三 五				参考Ⅱ嘉禎二・一・三「撰津四郎左衛門尉」 英多郡江見庄 真島庄、清和源氏山本流 真島郡建部郷
---	-----------------------	--	--	--	---

備前国

二名、一〇貫文

人 名	貫 文	比 定 者	建 長 帳	備 考
王藤内小太郎跡 里坂太郎入道跡	五 五			参考Ⅱ建久四・五・二十八吉備津宮神官カ家

周防国

四名、二七貫文

人 名	貫 文	比 定 者	建 長 帳	備 考
吉敷十郎入道跡 大内介 鷲頭筑前々司跡 石国二郎入道跡	五 一〇 七 五	(吉敷成保カ) 大内弘成カ 岩国兼秀カ	(吉敷三郎入道跡) □岩国次郎	吉敷郡、多々良大内一族 建久一・三・十九弘成、多々良大内 都濃郡鷲津庄、大内一族 文治三・三・十一「二郎兼秀」

紀伊国

二名、一一貫文

人 名	貫 文	比 定 者	建 長 帳	備 考
湯浅入道跡 藤並太郎跡	六 五	湯浅宗重 藤並明	(湯浅輩)	湯浅権守宗重ナラン 藤波庄司Ⅱ嵯峨源氏、湯浅党の姻戚

〈六条八幡宮造営注文〉

六条八幡宮造営注文

文治二年四月日被廣沖敷地四丁被作付

諸大名等被逐沖造営切畢

沖殿 拜殿 小神 政所沖沙汰

樓門 左右廻廊 八間沖簾鋪設等 梶原景時

東西廻廊 七間沖簾鋪設等 藤内友宗

神宮寺 本尊幡花幔 附伽具机鋪設等 深官親能

鐘樓 六間沖倉 太肥次郎

三間一面竈神殿 釜雜具等 多内惟義

三間一面公文所 岳布 鋪設等 内惟前司廣元

左女牛面 築地覆 壬平太

同年 八月十四日

沖逸宮 注文在列

同年 八月十四日

沖逸宮 注文在列

以上

一 養元二年五月五日 以特沖廻祿

沖殿 拜殿 小神 四足 唐門 鳥居

四方築垣 已上政所沖沙汰

樓門 梶原景時 在注文

南廻廊 八間 左 右 在注文

東西廻廊 十六間 比今藤内朝宗 在注文

神宮寺 一間四面 木公助季時

同上普瓦并堂庄嚴 左衛門尉能直

鐘樓 五肥太郎 駿州前司惟義

竈神殿 五間一面 前大膳大友廣元

公文所 三間二面 佐未中務佐高入逸

僧坊 六間一面 宗任新中務見在變

僧坊六間一面 佐木中勢伯萬念通  
 御倉六間一面 宗左衛門尉孝親在受  
 御殿後屏二間 武藏守殿  
 南面築地覆二千八斗 玉平太跡  
 東北二町植竹在臺 後藤兵衛  
 此外  
 奥屋五間  
 東北二町并中築地不覆  
 北面上土門二斗  
 東土土門三斗  
 屏門橋垣不借坊  
 同雜舍等  
 迴廊神宮寺間渡殿廊  
 廊西并  
 以上  
 右注進如件  
 永和元年八月六日 法華宗實録

一造六条八幡新宮用途史記事 建治元年 五月日  
 鎌倉中  
 相傳守武藏前司金跡并取明寺跡并合 五百貫 武藏守前相傳實史金跡并武藏入道跡  
 狹理權太左并藤原後金跡 三百貫 左京作人跡 二百貫  
 遠江入道跡前前司跡并合 二百貫 巳利七喜頭金跡 二百貫  
 駿河入道跡 六十貫 敦後守 十貫  
 長井衛門家金跡 百貫 城入道跡 百五十貫  
 隱岐入道跡 百貫 信濃前司跡 百貫  
 近江入道跡 半貫 中条右相前司迹 百貫  
 千葉介月并跡并合 百貫 依原遠江前司迹 半貫  
 小山下野入道跡 百貫 官林官入道跡并合 三十貫  
 武田入道跡 百貫 小笠原入道跡 百貫  
 上野入道跡 十貫 淡海前司迹 半貫  
 右相傳前司跡 半貫 鴻津豊後前司迹 半貫

乃西惣前司跡 七貫 鴻津豊後前司跡 四貫  
 大宰少貳入道跡 六貫 伊東大和前司跡 六貫  
 失野和泉前司跡 七貫 畠山歸入道跡 七貫  
 水内入道跡 十貫 那波利祐跡 廿貫  
 毛利右近入道跡 必貫 駿川次郎跡 加藤氏 廿五貫  
 楠津入道跡 四貫 加賀入道跡 廿五貫  
 上総前司跡 廿五貫 伊東蓮前司跡 廿五貫  
 伊賀式部入道跡 廿五貫 同年入道跡 七貫  
 同判官四郎跡 十貫 乃西保良前司 四貫  
 同臺丞左衛門入道跡 必貫 同河内前司 六貫  
 同三郎太郎跡 女貫 伴達入道跡 廿五貫  
 伴佐大進跡 十貫 同次郎跡 七貫  
 相馬五郎跡 廿貫 同六郎跡 六貫  
 千葉七郎跡 十貫 同八郎跡 六貫  
 武石入道跡 廿貫 大湊惣兵衛跡 廿五貫  
 國分五郎跡 八貫 東兵衛入道跡 廿五貫  
 水内下総前司跡 尊金 十二貫 平右衛門入道跡 十五貫  
 水内下総前司跡 尊金 十二貫 同判官四郎跡 八貫

國分五郎跡  
 水内下総前司跡 尊金 十二貫 平右衛門入道跡 十五貫  
 小野寺左衛門入道跡 尊金 廿貫 門中務藤三 八貫  
 武藤衛入道跡 十貫 宇佐美左衛門跡 三貫  
 周防入道跡 尊金 三貫 白河利徳入道跡 七貫  
 丹波右衛門跡 加藤氏 廿貫 經鴻左衛門入道跡 七貫  
 中臣部入道跡 六貫 足長左衛門跡 廿貫  
 同九郎左衛門跡 七貫 利部大進入道跡 十五貫  
 狩野馬入道跡 七貫 塩屋五衛入道跡 廿五貫  
 鎌田入道跡 廿貫 内藤胤俊前司跡 廿貫  
 内藤豊後前司跡 十貫 加藤左衛門跡 十五貫  
 大見平次跡 十貫 越中七郎左衛門跡 七貫  
 年人入道跡 八貫 善右衛門跡 十五貫  
 長右衛門入道跡 十貫 長兵衛入道跡 七貫  
 近江大左衛門入道跡 五貫 赤次郎左衛門跡 五貫  
 狩野六郎左衛門入道跡 五貫 進三郎入道跡 五貫  
 小泉左衛門跡 七貫 二本前司跡 五貫  
 牧七郎左衛門跡 六貫 赤井左衛門入道跡 五貫  
 水内下総前司跡 八貫 諏訪左衛門入道跡 六貫

小泉左衛門尉跡	十貫	称公即左近入道跡	五貫
牧七郎左衛門尉跡	六貫	称公即左近入道跡	五貫
平左衛門入道跡	八貫	諏訪景入道跡	六貫
藤抗氏跡	五貫	藤原入道跡	七貫
源攝子前司跡	五貫	藤原前司跡	五貫
伴家次郎右衛門尉跡	四貫	藤原前司跡	五貫
小川右衛門尉跡	六貫	紀伊前司入道跡	七貫
近藤七郎跡	五貫	尾花左衛門尉跡	五貫
赤左衛門入道跡	五貫	目黒左近入道跡	五貫
小野澤左近入道跡	三貫	源左衛門尉跡	三貫
近藤中務左近跡	五貫	近藤氏前跡	五貫
得法入道跡	五貫	内藤修次跡	五貫
下山右衛門尉跡	二貫	平右衛門入道跡	五貫
藤抗左衛門入道	三貫		
<b>一 在京</b>			
小泉左衛門入道跡	十貫	遠山左衛門尉跡	十貫
備中右衛門尉跡	十貫	波多野右衛門尉跡	十貫
内藤左衛門前司跡	八貫	頼信景入道跡	六貫
	六貫	海老左衛門尉跡	十貫

内藤左衛門前司跡	八貫	頼信景入道跡	六貫
右波左衛門尉跡	六貫	海老左衛門尉跡	十貫
大田右衛門左衛門尉跡	十貫	野嶋大進跡	七貫
水谷伴家前司跡	六貫	岩佐左衛門入道跡	八貫
書博二跡	五貫	源抗左前司跡	三貫
久我左衛門尉跡	七貫	保節中務左近跡	五貫
源左衛門尉跡	六貫	源次郎左衛門入道	三貫
日向前司跡	七貫	酒向中務入道跡	四貫
遠藤右衛門尉跡	三貫	嵯峨跡左衛門尉跡	四貫
板谷左衛門尉跡	五貫	作本左衛門入道跡	三貫
大野右近入道跡	二貫	神澤左衛門尉跡	五貫
牧野五郎左衛門尉跡	三貫	淵田五郎景入道	二貫
<b>一 尾張國</b>			
治部權左衛門尉跡	八貫	川海左近左近跡	五貫
山田左近左近入道	三貫	佐久間景入道	三貫
平尾出右衛門尉跡	三貫		
<b>一 河内國</b>			
中除馬助入道跡	十貫	下条左衛門入道跡	八貫
足助左衛門前司跡	六貫	和田右衛門尉跡	七貫

足助佐渡前司 六貫 和田右衛門尉跡 七貫  
 西郡中務入道跡 六貫 和田右衛門尉跡 三貫  
 遠江國  
 野井介 六貫 山右衛門尉跡 十貫  
 赤佐左衛門尉跡 五貫 井俣介跡 三貫  
 平野大尉跡 四貫 左野中務左衛門尉跡 四貫  
 貫右衛門尉跡 五貫 西郷入道跡 三貫  
 岡田庄司跡 五貫 東高谷五郎跡 三貫  
 駿河國  
 矢部七郎左衛門尉跡 五貫 岡田右衛門尉跡 五貫  
 吉川左衛門入道跡 六貫 加藤左衛門尉跡 五貫  
 矢部左衛門尉跡 三貫 松野左衛門入道跡 三貫  
 田部左衛門尉跡 四貫 奥津左衛門入道跡 四貫  
 飯越右衛門尉跡 三貫  
 伴豆國  
 土肥左衛門尉跡 五貫 三ヶ尻跡 五貫  
 狩野左衛門尉跡 三貫 南条左衛門入道跡 三貫  
 江間平内右衛門尉跡 四貫 田舎前司跡 三貫  
 平井三郎入道跡 三貫

平井三郎入道跡 三貫  
 甲斐國  
 南井三郎入道跡 六貫 秋山太右衛門尉跡 四貫  
 河仙利入道跡 七貫 遠見入道跡 五貫  
 春日兼人跡 三貫 加見兼人跡 四貫  
 板垣入道跡 三貫 河内大郎尉跡 五貫  
 平井次郎跡 三貫 曾孫入道跡 五貫  
 尾遠江為跡 三貫 就澤六郎尉跡 八貫  
 飯田五郎跡 五貫 上藤中務左衛門尉跡 五貫  
 上藤右衛門尉跡 五貫 宮伏三郎尉跡 五貫  
 市川別當入道跡 七貫 岡田司跡 六貫  
 相模國  
 長江四郎入道跡 六貫 岡田入道跡 左四跡 下左公 七貫  
 中村入道跡 四貫 本庄左衛門尉跡 六貫  
 大寺和次尉跡 五貫 高井若三郎入道跡 五貫  
 正谷入道跡 六貫 岡田左衛門尉跡 五貫  
 梶原上野入道跡 五貫 山内首藤利親入道跡 六貫  
 岡六郎入道 五貫 香川入道 五貫  
 三貫 本司馬尉跡 五貫



同六郎入道	五貫	香打人	五貫
二宮左衛門尉跡	六貫	本向馬気跡	五貫
坂多野右京入道跡	七貫	大山公入道跡	三貫
河村人	七貫	松田左衛門尉跡	五貫
坂多野中務並迹	五貫	小島内三右衛門尉跡	五貫
同三右衛門尉跡	三貫	飯田入道跡	三貫
常領入道跡	五貫	海老名左京入道跡	三貫
尾宅三郎入道跡	四貫	治田小右尉跡	五貫
池上左衛門尉跡	五貫	萩原入道跡	三貫
圓月刑部入道跡	五貫	休守中務並迹	四貫
古市小右尉跡	五貫	寺田繩跡源入道跡	五貫
武藏國			
河越次郎跡	六貫	同三郎	十貫
江戸入道跡	六貫	厚入道跡	八貫
柳善弁左衛門尉跡	十貫	豊嶋右衛門尉跡	十貫
同右衛門尉跡	五貫	同三郎跡	三貫
須人左衛門尉跡	六貫	大河内四郎跡	十貫
廣澤左衛門尉跡	六貫	毛呂豊後入道跡	五貫
同三郎跡	五貫	泉入道	四貫

廣澤左衛門尉跡	六貫	毛呂豊後入道跡	五貫
岩間山城前司跡	五貫	泉入道	四貫
三田入道跡	三貫	鴻谷八郎跡	三貫
大宮五郎跡	三貫	萬貫三郎跡	四貫
新開志次郎跡	六貫	弁人	八貫
品河人	七貫	手子馬気跡	七貫
作山人	七貫	若泥玉次郎跡	五貫
大串野五郎	六貫	長井井左衛門尉跡	五貫
堀谷氏親公跡	十貫	後羽小右入道跡	八貫
河伏善右尉跡	七貫	河村利平並迹	七貫
庄大官内公跡	八貫	越生人	七貫
小代人	十貫	法久平入道跡	六貫
秩父殿右京跡	七貫	藤田右衛門尉跡	八貫
思部平左衛門尉跡	八貫	門考三郎跡	五貫
懸虎三郎跡	四貫	仙波人	十貫
金子十郎跡	十貫	同餘一跡	七貫
阿保親並跡	六貫	加治人	六貫
古部右衛門尉跡	七貫	中村利馬气跡	八貫

古部石邊通跡 七貫 中村新馬免跡 八貫  
 中村八郎免跡 五貫 青木大衛入道跡 六貫  
 龍瀬大進入道 五貫 勅旨河原後中跡 四貫  
 保古石入道跡 五貫 忍入道跡 三貫  
 其田入道跡 三貫 津戸入道跡 三貫  
 松田人 五貫 栢岡大進入道跡 六貫  
 多和谷重三跡 八貫 鬼倍大守入道跡 七貫  
 湫江人 六貫 久下守跡 十貫  
 熊谷三入道跡 六貫 西條人 五貫  
 中津三郎跡 八貫 岡後家跡 五貫  
 成田入道跡 六貫 別府本樹尉跡 五貫  
 別府利親跡 三貫 小川太前入道跡 六貫  
 三河馬入道跡 六貫 西條三郎跡 七貫  
 平井太市跡 三貫 田村馬免跡 三貫  
 河田八郎跡 五貫 福毛五郎跡 五貫  
 高藤重尉跡 三貫 志村人 五貫  
 山奥市跡 五貫 懸田太市跡 三貫  
 須賀入道跡 七貫 去下石志尉跡 四貫

須賀入道跡 七貫 久末七市跡 六貫  
 須賀重尉跡 五貫 小田跡三市跡 三貫  
 去開夫三市跡 五貫  
 安房國  
 安東太市跡 五貫 東條忠三市跡 五貫  
 安西大夫跡 四貫 丸之市跡 四貫  
 多和谷重三市跡 三貫 山下大市 三貫  
 上徳國  
 角田入道跡 十五貫 秋元次市跡 七貫  
 印東入道跡 五貫 天羽入道跡 五貫  
 長南入道跡 五貫 馬野五市跡 三貫  
 海山三市跡 三貫 松島三市跡 三貫  
 奥次某入道跡 三貫 榎澤次市跡 三貫  
 宗室常太市跡 三貫 横田忠常入道跡 三貫  
 下徳國  
 岡井市入道跡 八貫 飯島入道跡 七貫  
 椎名入道跡 八貫 豊田人 十貫  
 幸嶋市跡 五貫  
 常陸國

菅嶋四郎跡	五貫	菅嶋四郎跡	七貫	下町造営村	五貫
常陸國		信濃國			
伴志良尼御門跡	六貫	若柳下総前司	五貫	同伴良前司跡	五貫
		大井太中跡	廿貫	高梨判官代跡	五貫
		波多利代跡	四貫	仁科三平跡	七貫
		和田北前愈跡	七貫	村上判官入道跡	五貫
		同馬助跡	五貫	中備藏人跡	三貫
		屋代藏人跡	五貫	東田大平跡	五貫
		須田太中跡	三貫	海野左忠入道跡	十貫
		曾目常葉跡	六貫	同平四郎跡	五貫
		藤澤四郎跡	七貫	浦野三平跡	六貫
		宿寺入道跡	六貫	相原中務入道跡	三貫
		中野四郎左衛門	三貫	油林与克跡	五貫
		春日刑部丞跡	七貫	諏訪右入道跡	五貫
		四宮左衛門跡	五貫	桑胡人	五貫

四宮左衛門跡	五貫	桑胡人	五貫
市村右忠棟	三貫	同田次平跡	三貫
中野四郎跡	三貫	井上太中跡	三貫
榑田次跡	三貫	堀尾三平跡	四貫
上野國			
里見伴實入道跡	七貫	山名伴良前司跡	六貫
小野藏人跡	五貫	桃井三平跡	五貫
伏見右兵衛跡	廿貫	大柳大平跡	十貫
高山三平跡	八貫	同五平跡	六貫
和田五平跡	七貫	長野刑部丞跡	八貫
寺尾入道跡	六貫	倉賀野三平入道跡	五貫
下野國			
上野次平跡	六貫	那由人	十五貫
依野太中跡	十貫	氏家三平跡	十五貫
河雷治部丞並三女	圓南法橋入道跡		十貫
本村三平跡	六貫		
陸奥國			
陸奥國	四貫	田守	十貫
宮城四郎跡	六貫	信美右忠入道跡	五貫

戸懸常跡	五貫	官水三市跡	五貫
向安介	五貫	中興元忠跡	五貫
加賀國			
勘解由元忠跡	六貫		
越前國			
山而桑木跡	五貫		
稀部赤人跡	六貫	昌羽左忠入道跡	五貫
若狭國			
大泉桑木村跡	五貫	中利中八跡	五貫
伊豆赤木村跡	五貫	神足三市跡	五貫
國井人	六貫		
新開三市跡	三貫		
和州國			
石川太忠村跡	三貫	三澤二市	三貫
河原七太市跡	三貫	新田太市跡	三貫
楠葉太市跡	四貫	標家四市跡	六貫
小平人	十貫	泉田桑木村	六貫
岩崎三市跡	七貫	岩城太市跡	八貫
宮城四市跡	六貫	信美右忠入道跡	五貫
陸奥國			
			十貫

戸懸常跡	五貫	官水三市跡	五貫
安江三市跡	五貫	津幡赤市入道跡	三貫
能登國			
三宮判官入道跡	五貫		
越中國			
大田左忠入道跡	十貫		
越後國			
赤宿入道跡	六貫	吉益大市跡	五貫
高梨赤人跡	五貫	木津源内跡	六貫
平井七市入道跡	五貫	金津赤人跡	七貫
岡三市跡	五貫	村山次市跡	六貫
片依敷平次跡	五貫		
丹波國			
園井桑木市跡	三貫		
丹後國			
山田元衛門跡	五貫	佐野右忠入道跡	五貫
松田元忠左忠跡	三貫	鹿野監物跡	三貫
竹野右入道跡	三貫		
但馬國			
八三市跡	五貫	羽倉八市跡	六貫

但馬國 八木三市 五貫 羽倉八市 六貫  
 泊着園 金持三市 五貫 同宗兼太市 五貫  
 長岡右衛門入道 五貫 小鴨又三市 五貫  
 石見國 石見定忠尉 十五貫  
 義作園 相賀三市 五貫 庄市入道 八貫  
 楠津藤原兼尉 五貫 留成入道 五貫  
 長治庄地頭 三貫 遠部五市 五貫  
 備前國 玉藤小太市 五貫 里坂大市入道 五貫  
 周防國 吉敷十市入道 五貫 大内介 十貫  
 鷲谷筑前守 七貫 石園三市入道 五貫  
 紀伊國 湯淺入道 六貫 藤並太市 五貫  
 建治元年二月廿日於明使將軍藤原定國法眼  
 下向書寫奉

下向書寫奉  
 當社御造營奉文治元年支度不枝事以別當  
 注眼用之用意支度可被勘定申付違御書於  
 六波羅殿被家御使定因節之為四月三日高橋  
 左衛門守付違六波羅殿為渡向入備伴証入  
 奉行勘定法司不具道者有異以即不被進  
 被狀也前詮如社家注進支度者檣枝米一千九百七十  
 九石餘錢奉九百十九貫如奉仍人勘定者於米者  
 一向心之天檣枝錢六十七百廿四貫余(心藏)奉半依  
 符本不之陸奉以檣皮米砂直物事被家取進之  
 支度之檣皮米別五并米砂可別一也也勘定之  
 檣皮米別六并米砂可別一也也支平燒失之  
 高橋之儀此(物)不直注依守奉之檣皮米  
 番匠等作新壁工米一方懸障奉以被取付文治  
 長元之例且再於下所之造營注為工下(帳)方  
 以米記以勘定守一向心被米一千九百七十九石余  
 以被取事引懸波成錢一千九百六十六貫餘錢工同別  
 二百文但裏壁為百文也

二百文但裏壁有百文一枚  
 作新事、昔近以下道、与所詔、即此多、似且  
 神幸、遂例、由中、尔在、法、奉、行、人、被、中、三、寸  
 勅、定、由、法、家、仍、立、别、后、六、方、五、寸、作、新、若、是、規  
 情、例、之、后、六、寸、法、信、仕、儀、小、計、八、寸、文、也、壁、幸、以、思  
 意、之、身、見、同、割、三、百、文、之、裏、壁、以、二、同、在、一、方、上、天  
 坂、中、斗、之、通、之、所、詔、也、之、自、法、家、以、是、規、情、例、被  
 中、間、更、修、定、也、若、法、斗、先、於、同、道、之、中、以、爲、奉、以  
 佛、計、法、者、任、以、以、之、下、也、福、有、也、爲、急、難、者  
 内、爲、亂、事、始、日、次、之、也、法、信、爲、向、之、故、有、本、罪、之  
 横、之、多、也、斗、也

右注進如件

永和元年八月六日 法尔榮發

六條八幡宮判當補佳次第

取物  
 權少備前 季嚴 大膳文廣之子  
 法中 教嚴 同廣之甥  
 權信三 宗深 母廣之景廣之子  
 權律師 賢雅 飛騨寺蓮藏後之  
 大儒三 頼助 醍醐寺理佳院之  
 權律師 運雅 醍醐寺蓮藏後之  
 大儒三 頼助 理佳院之  
 法權大儒三 政助 板橋大運才子  
福住院院僧仁  
 權律師 運雅 運藏後之  
 阿闍梨 親雅 運雅才子  
運藏後院僧仁  
 法權權儀三 有助 權助大信才子  
信三  
 權儀三 道祐 醍醐寺報善院之  
 阿闍梨 空禪 平御の子依不孝事  
性行時院僧之  
 權儀三 賢俊 醍醐寺三喜院之  
 權儀三 光濟 同  
 權儀三 光卿 同

以上并 當任明之實是  
 是之權頂仁